

地域医療構想策定 ガイドライン(案)

平成 2 7 年 2 月
地域医療構想策定ガイドライン等
に関する検討会

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1)	本検討会の経緯	
2)	ガイドラインの位置付け	
2	地域医療構想の策定プロセス・・・・・・・・	6
3	地域医療構想の策定における医療需要に対応する医療供給 (医療提供体制)の確定方法・・・・・・・・	7
1)	地域医療構想の策定を行う体制等の整備	
2)	地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、 分析及び共有	
3)	構想区域の設定	
4)	構想区域ごとの医療需要の推計	
(1)	推計方法の基本的考え方	
(2)	高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要 の考え方	
(3)	地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要 推計の考え方	
5)	医療需要に対する医療提供体制の検討	
6)	医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計	
7)	構想区域の確認	
8)	将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討	
(1)	施策の基本的考え方	
(2)	必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較	
(3)	病床の機能の分化及び連携の推進	
(4)	在宅医療の充実	
(5)	医療従事者の確保・養成	
4	地域医療構想の策定後の実現に向けた取組・・・・・・・・	27
1)	基本的な事項	
2)	各医療機関での取組	
3)	都道府県の取組	
(1)	病床機能報告による現状と地域医療構想における必要 病床数との比較	
(2)	各医療機能における個別医療機関の状況の把握	
(3)	地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討	
(4)	平成37年(2025年)までのPDCA	

- 5 地域医療構想調整会議の設置・運営・・・・・・・・・・ 32
 - 1) 議事
 - (1) 主な議事
 - (2) 議論の進め方
 - (3) その他
 - 2) 開催時期
 - 3) 設置区域等
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 柔軟な内容
 - 4) 参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応
 - (1) 参加者の範囲・選定
 - (2) 下部組織の設置
 - (3) 公表
 - (4) 参加の求めに応じない関係者への対応
 - 5) 合意の方法及び履行担保
 - (1) 合意の方法
 - (2) 履行担保

- 6 都道府県知事による対応・・・・・・・・・・ 37
 - 1) 病院・有床診療所の開設・増床等への対応
 - 2) 既存医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合の対応
 - 3) 調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは病床の機能分化・連携が進まない場合の対応
 - 4) 稼働していない病床への対応

- 7 地域医療構想の実現に向けたPDCA・・・・・・・・・・ 39
 - 1) 指標等の設定
 - 2) 指標等を用いた評価
 - 3) 評価に基づく地域医療構想等への反映
 - 4) 住民への公表

1. はじめに

1) 本検討会の経緯

本検討会は、平成 26 年 6 月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号。以下、「医療介護総合確保推進法」という。)の成立・公布を受け、同年 9 月に告示された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的指針」(平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下、「医療介護総合確保方針」という。)を踏まえ、同月 18 日に設置された。

医療介護総合確保推進法は、平成 25 年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法をはじめとする関係法律について所要の整備等を行うものとされ、この中で医療計画の一部として「地域医療構想」が位置付けられるとともに、その実現を目的に「協議の場」を構想区域ごとに設置することとなった。

また、医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する、「病床機能報告制度」が平成 26 年 10 月から始まり、平成 27 年 3 月に取りまとめられる予定である。この病床機能報告は、今後毎年行われることとなる。

本検討会では、各都道府県において平成 27 年度以降、地域医療構想を策定する際に、一般病床及び療養病床に係る高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の将来(平成 37 年、2025 年を想定)における病床数の必要量(必要病床数)を推計するだけでなく、地域の実情に応じた課題抽出や実現に向けた施策を住民を含めた幅広い関係者で検討し、合意をしていくためのプロセスを想定し、更には医療機関の自主的な取組や医療機関相互の協議が促進され、地域医療全体を俯瞰した形で地域医療構想が実現していくことを視野に入れ、

回の検討を重ね、議論を深め、国民の理解が得られるよう丁寧な記載をするという考え方で、「地域医療構想策定ガイドライン」として報告書を取りまとめた。なお、上述のとおり、「協議の場」は、地

地域医療構想の実現において重要な役割を担うことから、「地域医療構想調整会議」と呼称することとして、本ガイドラインにおいても設置や運営について記載することとした。また、病床機能報告制度についても、地域医療構想の実現に不可欠なものであることから、公表の仕方についても記載することとした。

2) ガイドラインの位置付け

厚生労働省においては、本ガイドラインに基づいて関係する省令、告示、通知等を制定又は改正するとともに、都道府県が法令の範囲内で本ガイドラインを参考に、地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むよう、周知を図られたい。また、都道府県における地域医療構想の策定状況やその後の進捗状況について把握し、適宜、地域医療構想に関する都道府県職員を含めた関係者への研修の実施や情報の提供を行うほか、必要に応じて技術的助言を行われたい。

更に、都道府県においては、医師会等の医療関係者や、保険者、市町村だけではなく、住民との十分な連携のもと、地域医療構想を策定するとともに、おおむね 10 年後である平成 37 年（2025 年）に向けて、拙速に陥ることなく確実に、将来のあるべき医療提供体制の実現に向け、医療機関の自主的な取組等を促すとともに、住民の医療提供体制に関する理解や、適切な医療機関選択や受療が行われるよう、周知をはじめとする取組を推進されたい。また、地域医療構想を策定する際には、地域医療（精神、感染症等に係る入院医療や外来医療、在宅医療、歯科医療、薬局等を含む）全体を見据えた上で、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）、五事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急医療を含む小児医療）等の医療計画において既に記載されている内容も踏まえて検討されたい。

高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する中で、医療機能の分化及び連携を進めるためには、各医療機能の病床の整備だけでなく、構造設備や人員配置についても、各医療機能に応じたものとしていく必要がある。

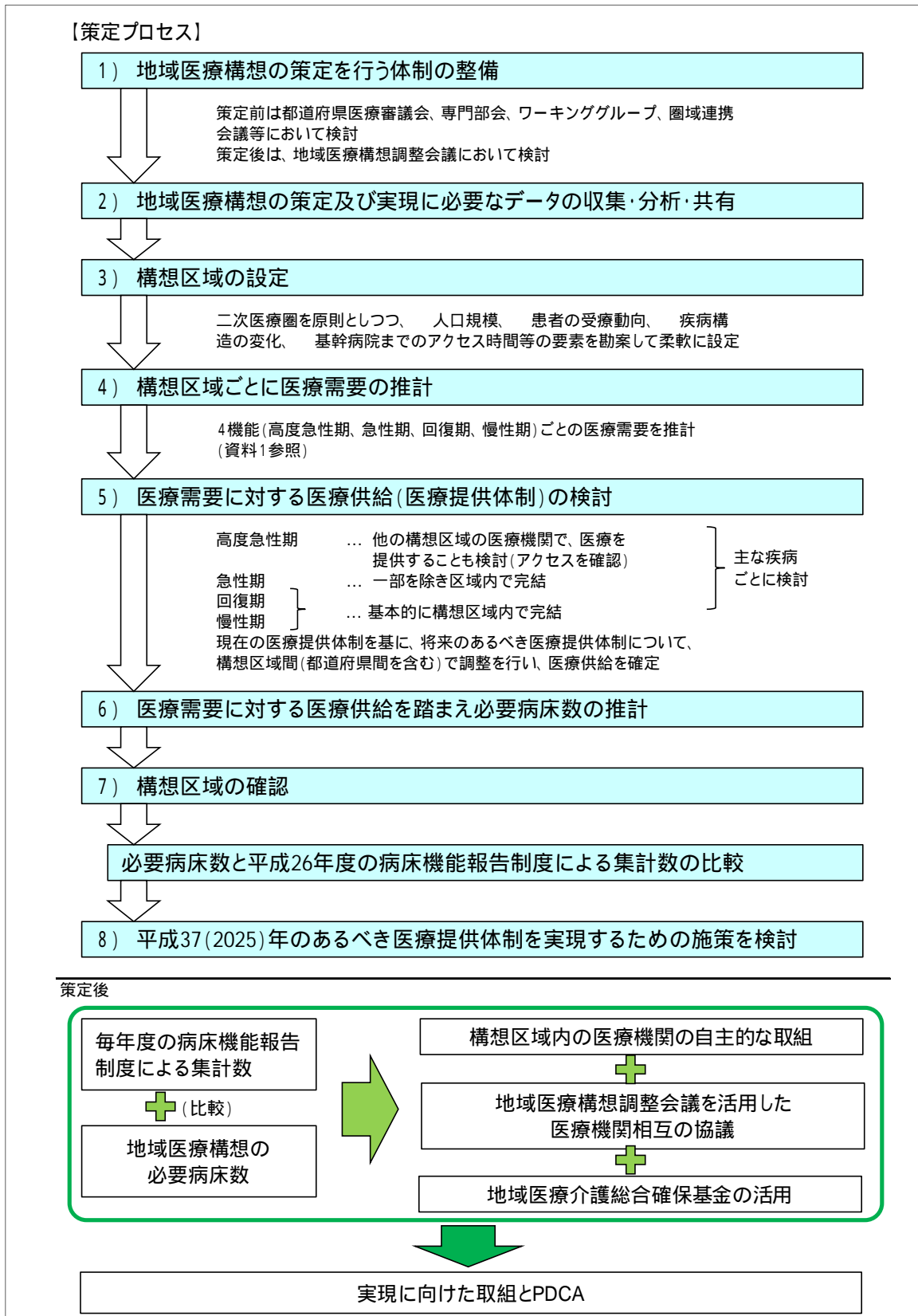
厚生労働省においては、病床機能報告制度の今後のあり方を検討し、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるに際して、地域の医療需要に円滑に対応できる構造設備や人員配置を調えることの検討を進められたい。

なお、本検討会において検討した事項に関する医療法等における位置づけは、以下のとおりである。

- 1 医療計画（医療法第 30 条の 4 ）
 - 地域医療構想（同条第 2 項第 7 号及び第 8 号、第 5 項）
 - 1) 地域医療構想に関する事項（同条第 2 項第 7 号）
 - 構想区域の設定に関する基準（省令で規定）
 - 構想区域を定めるに当たっては、病床機能報告制度の報告の内容や、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し等の事情を勘案（同条第 5 項）
 - （参考）地域医療構想の医療計画への記載を規定している同項の他号には、第 4 号に五疾病、第 5 号に五事業、第 6 号に在宅医療等を規定
 - （ 1 ） 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（同号イ）
 - 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量の算定方法に関する基準（省令で規定）
 - （ 2 ） その他の事項（同号ロ）
 - 在宅医療の必要量等（省令で規定）
 - 2) 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項（同項第 8 号）
- 2 病床機能報告制度（医療法第 30 条の 13）
- 3 協議の場（地域医療構想調整会議）（医療法第 30 条の 14）
- 4 地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 6 条）
- 5 条件付許可（医療法第 7 条第 5 項）
- 6 過剰な医療機能への転換防止の要請・命令（医療法第 30 条の 15）
- 7 不足している医療機能に係る医療の提供等の要請・指示（医療法第 30 条の 16）
- 8 非稼働病床の削減要請・命令（医療法第 30 条の 12、第 7 条の 2）

2. 地域医療構想の策定プロセス

地域医療構想の策定プロセスについて整理すると、以下となる。



3 . 地域医療構想の策定における医療需要に対応する医療供給 (医療提供体制)の確定方法

1) 地域医療構想の策定を行う体制等の整備

地域医療構想は、医療計画の一部であることから、医師会等の診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴くとともに、都道府県医療審議会¹、市町村及び保険者協議会²の意見を聴く必要がある。なお、医療審議会は、地域医療構想が医療計画に含まれることを踏まえた委員の選出を行うことが望ましい。

また、策定段階から地域の医療関係者、保険者及び住民の意見を聴くことが望ましいことから、都道府県においては、タウンミーティングやヒアリング、アンケート調査、パブリックコメント等、患者・住民の意見を反映する手続をとることや、構想区域ごとに既存の圏域連携会議³等の場を活用して地域の医療関係者の意見を反映する手続をとることを検討する必要がある。なお、この段階で策定後を見据えて地域医療構想調整会議⁴を設置し、意見をまとめることが望ましい。

現行の医療計画のプロセスと同様に、地域医療構想の策定に当たっても、都道府県医療審議会の下に専門部会やワーキンググループ等を設置して集中的に検討することが考えられるが、そのメンバーについては、代表性を考慮するとともに、偏りがないようにすることが必要である。

タウンミーティング等は、一部の同一人物が出席することにならないよう、できるだけ広く意見を集めること、また、ヒアリングにおいても、発言しやすいよう、配慮が必要である。

¹ 都道府県医療審議会（医療法第 71 条の 2） 平成 27 年 4 月 1 日時点の医療法。以下同じ。

都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため都道府県に置かれる。

² 保険者協議会（高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 3 項第 4 号）

都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者等が協議し、連携する場。

³ 圏域連携会議（医療計画作成指針（平成 24 年 3 月 30 日））

都道府県が医療計画を策定する際、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場。

⁴ 地域医療構想調整会議（医療法第 30 条の 14）

都道府県が、構想区域その他当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との間に設ける「協議の場」の名称。医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議する。

在宅医療の課題や目指すべき姿については、市町村介護保険事業計画⁵との整合性に留意する必要があることから、地域医療構想の策定段階から市町村の意見を聴取することが必要であり、その際には、既存の圏域連携会議等を活用することが考えられる。

策定された地域医療構想は、遅滞なく厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示することとする。この際、住民に知ってもらうことが重要であることから、都道府県報やホームページによる公表や、プレスリリース等によりマスコミに周知するなど、公表方法を工夫することが必要である。

2) 地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有

地域医療構想の策定に当たっては、医療提供体制の構築だけでなく、地域包括ケアシステムの構築についても見据える必要があり、そのためには、医療機関の自主的な取組や、医療機関相互、地域の医療関係者との協議等による連携が不可欠となる。

また、地域医療構想の実現に向けて、各医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議を促進するためには、共通認識の形成に資する情報の整備が必要となる。また、こうした情報は、患者が理解することにより、より適切な医療機関の選択や医療の受け方につながることから、情報に対する丁寧な説明も不可欠となる。

なお、これらの基礎となるデータは、厚生労働省において一元的に整備して都道府県に提供（技術的支援）することとするが、各都道府県は、関係者と共有したり、協議や協力により所用の整備をすることが必要となる。また、医療機関の協力を得て、病床機能報告制度⁶等により、有用なデータが報告・提出されていることから、これらの活用も必要な視点となる。

なお、病床機能報告制度については、初年度においては、他の医療機関の報告状況や地域医療構想及び同構想の病床数の必要量（必要病床数）等

⁵ 市町村介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

市町村が定める、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

⁶ 病床機能報告制度（医療法第 30 条の 13）

医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）において担っている医療機能、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。

の情報を踏まえていないことから、個別医療機関間、二次医療圏⁷等の地域間、医療機能別等の比較をする際には、十分に注意する必要がある。

こうした点も考慮し、病床機能報告制度に係る都道府県知事が公表しなければならない事項については、別紙（44-45頁）のとおり整理するとともに、公表の仕方についても合わせて整理を行った。

最終的に議題2の審議の結果を反映する。

以上のことを踏まえ、地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）を別紙（42-43頁）に示す。

3）構想区域の設定

地域医療構想の検討を行うため、まずは構想区域の設定を行い、構想区域及び医療需要に対応する医療供給（医療提供体制）を具体化する必要がある。

構想区域の設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討する必要がある。

また、地域医療介護総合確保基金⁸の根拠となる医療介護総合確保促進法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて、医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域として医療介護総合確保区域の設定を求めており、更に、医療介護総合確保方針においては、同区域に関して、都道府県は、「二次医療圏及び老人福祉圏域⁹を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定するものとする」とされており、地域医療構想に関連する区域は、相互に整合的な設定が求められている。

⁷ 二次医療圏（医療法第30条の4第2項第9号）

地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位。

⁸ 地域医療介護総合確保基金（医療介護総合確保促進法第6条）

都道府県が計画した、医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）に要する経費を支弁するため、消費税増収分を活用して、都道府県に設置する基金。

⁹ 老人福祉圏域（介護保険法第118条第2項）

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域。

なお、現行の二次医療圏と異なる構想区域を設定することも可能であるが、その場合には、以降に示す検討過程において将来における要素を必ず勘案する必要がある。

一方で、二次医療圏は、一般病床及び療養病床の入院医療を提供する一体の区域として設定するものであり、平成24年3月に厚生労働省が示した医療計画作成指針において、人口規模が20万人未満、流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上のすべてに当てはまる場合は、圏域設定を見直すことを求めたところである。しかしながら、既設の圏域間では人口規模、面積や基幹病院へのアクセスに大きな差があり、大幅な入院患者の流出入がみられる圏域など、一体の区域として成立していないと考えられるものも依然として存在している。また、五疾病・五事業において圏域を定める場合は、各疾病等で構築すべき医療提供体制に応じて設定することから必ずしも二次医療圏域と一致する必要はないため、地域の実情に応じて柔軟に設定している都道府県がある。

兵庫県における五疾病・五事業の圏域について

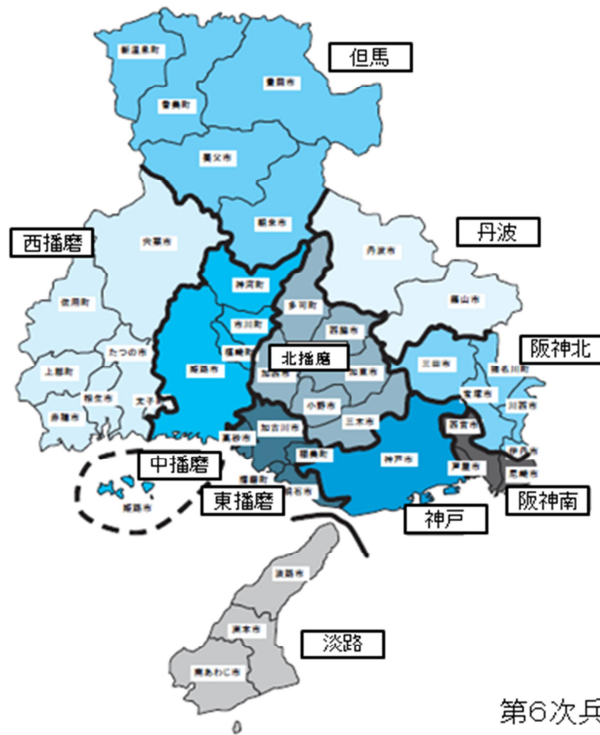
兵庫県には2次保健医療圏域は10圏域あるが、疾患・事業ごとに地域の実情に応じて圏域を柔軟に設定している。

- ・心筋梗塞、脳卒中医療圏域：2次保健医療圏域のうち阪神北と丹波を1つとした9圏域
- ・救急医療圏域：2次保健医療圏域のうち但馬を北但馬、西南但馬の2つに、東播磨を東播磨と明石の2つに分けた12圏域
- ・2次小児救急医療圏域：2次保健医療圏域のうち阪神北を2つに分けた11圏域
- ・周産期医療圏域：2次保健医療圏域のうち神戸と阪神北の一部を、阪神北の一部と阪神南を、北播磨と東播磨を中播磨と西播磨をそれぞれ統合した7圏域

二次保健医療圏	圏域数	神戸	阪神北	丹波	阪神南	北播磨	東播磨	中播磨	西播磨	但馬	淡路
がん医療圏	10										
脳卒中医療圏	9		■	■							
急性心筋梗塞医療圏	9		■	■							
糖尿病医療圏	10										
精神疾患医療圏	10										
(精神科救急医療圏)	5	※1			※1						
救急医療圏	12						■	■		■	■
2次小児救急医療圏	11		■								
小児医療連携圏域	8		※2		※2						
周産期医療圏域	7		※3		※3	■	■				

※は同一医療圏

兵庫県2次保健医療圏域図



以上を踏まえ、構想区域を設定する際に、各医療機能との関係については、高度急性期は特に診療密度が高いことが必要となることから、必ずしも当該構想区域で完結することを求めるものではない。更に、高度急性期から連続して急性期の状態となった患者が、同一医療機能に引き続いて入院することはやむを得ないが、基本的には、上記を除く急性期、回復期及び慢性期の医療機能については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましい。

具体的には、緊急性の高い脳卒中、虚血性心疾患を含む救急医療については、アクセス時間等を考慮した上で、当該診療を行う医療機関がより近距離にある場合は構想区域を越えて流出入することもやむを得ない。一方で、高齢者の肺炎や大腿骨頸部骨折など回復期につなげることの多い疾患については、構想区域内で対応する必要がある。

地域医療構想は、平成 37 年（2025 年）を目指すものであることから、設定した構想区域が現行の医療計画における二次医療圏と異なっている場合は、次期医療計画の策定においては、多くの都道府県においてその終期が平成 36 年（2024 年）3 月となることから、二次医療圏と構想区域を一致させることが適当である。

4) 構想区域ごとの医療需要の推計

(1) 推計方法の基本的考え方

平成 37 年(2025 年)における各医療機能別の医療需要(推計入院患者数)は、患者住所地を基にした基礎データを厚生労働省が示し、これを基に都道府県が構想区域ごとに推計する。

医療需要については、医療機能(高度急性期機能、急性期機能、回復期機能及び慢性期機能)ごとに算出する。

このうち、高度急性期、急性期及び回復期については平成 25(2013)年度の D P C データ¹⁰及び N D B のレセプトデータ¹¹に基づき、住所地別に患者を配分した上で、構想区域ごとの性年齢階級別の入院受療率を医療機能別に算定し、これに当該構想区域の平成 37 年(2025 年)における性年齢階級別人口を乗ずることによって将来の医療需要を算出する。

患者住所地が明らかでない被用者保険の医療需要については、当該地域の国民健康保険および後期高齢者医療制度の人口と被用者保険の推計人口との比を用いて按分する。

なお、平成 37 年(2025 年)の性年齢階級別人口は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 25(2013)年 3 月中位推計)』を用いる。

$$\begin{aligned} 2025 \text{ 年の医療需要} &= 2013 \text{ 年度性年齢階級別構想区域別の入院受療率} \\ &\times \text{ 当該構想区域の 2025 年の性年齢階級別人口} \end{aligned}$$

D P C データ及び N D B のレセプトデータに含まれない正常分娩、生活保護等のデータの補正を行う。

また、慢性期の医療需要については、入院受療率の地域差が生じていることから、この差を一定の幅の中で縮小させる目標を設定することとする。

¹⁰ D P C データ

患者の臨床情報や診療行為等に関する情報であり、分析可能な全国统一形式の電子データセットのこと。

¹¹ N D B のレセプトデータ

審査支払機関における一次審査分データに対し、所定の匿名化処理が行われたものを、国が収集し保有するサーバに格納したもの。

このため、上記の他医療機能の算定方法を基に、目標設定を加味することにより、慢性期の医療需要を推計することとする。

なお、上記の算定方法は、医療需要の推計のための計算方法であり、これにより、各病床機能ごとの医療需要が、医療法上のどの病床で対応されるかが決まるものではない。

(2) 高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

各医療機能の医療需要について、できる限り、患者の状態や診療の実態を勘案して算出するよう、DPCデータやNDBのレセプトデータを分析する。

具体的には、患者に対して行われた医療の内容に着目することで、患者の状態や診療実態を勘案した推計になると考えられることから、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算し、医療資源投入量で見ていくこととする。なお、上記のとおり、入院基本料相当分は、含まないこととする。

急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能』と定義されている。

一方、上記の医療資源投入量の逡減の傾向を踏まえると、医療資源投入量が一定程度、落ち着いた段階が患者の状態が安定した段階であると考えられる。

これらを踏まえ、入院から医療資源投入量が落ち着く段階までの患者数を、高度急性期及び急性期の患者数とし、急性期と回復期とを区分する境界点を、点として推計を行う。

高度急性期機能については、病床機能報告制度において、『急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能』と定義されていることを踏まえ、医療資源投入量が特に高い段階の患者数を高度急性期の患者数とする。

具体的には、病床機能報告制度において、高度急性期機能に該当する病棟の例として、救命救急病棟やICU、HCU等が例示されているが、そ

の他の病棟にも高度急性期の定義に該当する患者がいることを前提とした上で、これらの病棟に入院するような患者像も参考にして、高度急性期機能の患者数とし、高度急性期と急性期とを区分する境界点を、点として推計を行う。

回復期機能については、病床機能報告制度において、
『・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
・特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活における基本的な動作を行う能力）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）』
と定義されている。

なお、在宅復帰する患者は、居宅で訪問診療を受ける者、施設で訪問診療を受ける者、医療機関に通院する者等を含む。

このため、在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションの密度における医療資源投入量である点を境界点とした上で、更に、在宅復帰に向けた調整を要する期間を見込んで推計するとともに、回復期リハビリテーション入院料を算定した患者数に加えた数を、回復期の患者数の推計値とする。なお、上記のとおり、当該点数未満の患者数は、在宅医療等で対応する患者数として推計を行う。

（３）地域の実情に応じた慢性期機能と在宅医療等の需要推計の考え方

慢性期機能については、病床機能報告制度において、
『・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
・長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能』
と定義されている。

今後、高齢化により増大する医療需要に対応するためには、医療機能の分化及び連携により、平成 37 年（2025 年）には、在宅医療等への移行を促進することが必要である。

居宅、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、その他、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、医療提供施設以外の場所における医療を指す。

退院して在宅医療等を受ける患者数を何らかの方法により推計する必要があるが、療養病床については、現在、診療報酬が包括算定であり、医療行為を出来高換算した医療資源投入量に基づく分析を行うことができない。

また、現段階では、地域の病床や在宅医療の充実、介護施設等の整備状況等にはバラツキがあると考えられる。このため、各地域の在宅医療等の患者数を見込むに当たっては、全国的な状況を勘案しつつ、設定することが必要である。

具体的には、慢性期機能の医療需要の中には、在宅医療等により対応することが可能と考えられる患者が一定数いるという前提で、そのうち、どの程度の患者を慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療等で対応するかについては、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることも踏まえ、医療資源投入量とは別の指標により、設定することとする。

上記を踏まえ、慢性期機能の需要の具体的な推計方法に関して、医療資源投入量とは別に、地域において、在宅医療の充実等により、療養病床の入院受療率を一定程度、低下することとし、それに相当する分の患者数として推計することとする。その際、地域によって、現在の療養病床数の状況等は異なっていることから、これらを踏まえ、地域別に、入院受療率の地域差の解消目標を設定することとする。

更に、平成 25 年（2013 年）の NDB のレセプトデータを基に、平成 37 年（2025 年）における在宅医療等に関する推計も行うことにより、具体的な取組を促すこととする。

地域医療を、限られた医療資源の中で住民が安心して活用するためには、在宅医療等の整備が先行した上で、慢性期の必要病床数に係る目標に向けた取組が不可欠である。一方で、医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のためには、目標の達成もまた不可欠であることから、住民の理解を深めるとともに、市町村や地域社会を巻き込んだ、医療だけではなく地域全体としての取組を求めるものである。

5) 医療需要に対する医療提供体制の検討

都道府県は、構想区域ごとの医療需要を基に必要病床数を推計するが、都道府県間を含む構想区域間の医療提供体制の役割分担を踏まえ、医療需

要に対する供給数(構想区域内の医療機関が入院医療を行う患者数)の増減を見込む必要がある。

その際、構想区域の将来の医療提供体制を踏まえた上で、増減を見込む構想区域双方の供給数の合計が一致することを原則に、増減数を調整する必要がある。このため、大都市圏など特に都道府県間や構想区域間の医療提供体制の分担が必要となる構想区域の都道府県においては、まず都道府県間の供給数の増減を調整した後で、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整しなければならない。

また、地域連携パスの共有など、上記の調整を踏まえて関係する都道府県や構想区域の医療機関との間で具体的な施策に関する協議が必要な場合には、地域医療構想調整会議や医療計画に係る圏域連携会議において合同会議を開催する等により、関係する構想区域の保健所長や医療機関等を交えて協議を行うことが望ましい。

なお、構想区域間の供給数の増減の調整については、以下のようなプロセスで行う。

- (1) 各都道府県の構想区域ごとに、患者住所地に基づき推計した医療需要()と、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数(他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの)()を比較する。
- (2) 都道府県間の と の乖離が大きい場合や都道府県間の医療提供体制の分担が課題になっている場合には、まずは、関係する都道府県との間で供給数の増減を調整する必要がある。この際、地域医療の連携の観点からはすべての場合について行うことが望ましい。少なくとも、増減のいずれかが概ね 20%又は千人を超える場合は、調整のための協議を行うこととする。
- (3) 都道府県間で供給数の増減を調整する場合には、都道府県の企画部局(地方自治法の総合計画を所管)や介護部局(介護保険事業支援計画を所管)、医療関係者の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめる。

また、自都道府県内の構想区域間の供給数の増減を調整する場合も同様に、医療関係者や市町村の意見を踏まえ、自都道府県の考え方をまとめる。

- (4) その際、既に医療計画において二次医療圏における医療提供体制が定められている、がん、脳卒中及び急性心筋梗塞については、医療計画を踏まえて構想区域ごとに改めて確認・検討することとし、同様に、認知症疾患医療センター¹²や難病医療拠点病院¹³(予定)といった関連する法・制度に基づく医療提供体制についても、構想区域ごとに確認・検討することが望ましい。また、これら以外の疾病(例えば、発生頻度の高い、肺炎や骨折等)についても、適宜、地域の実情に応じて、構想区域における医療提供体制に関して検討することとする。
- (5) 以上の考え方を踏まえ、各都道府県は、関係する都道府県や都道府県内の医療関係者との間で供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数()を確定する。なお、調整にあたっては、丁寧かつ十分な協議を行い、特に都道府県間の調整においては、通常の議事録の作成に加え、合意を確認できる書面を作成するなどして、取りまとめておくことが適当である。

6) 医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計

将来のあるべき医療提供体制を踏まえ構想区域間の供給数の増減を調整し推定供給数()を基に、都道府県は、各構想区域における平成37年(2025年)の必要病床数()を算出する。

¹² 認知症疾患医療センター

都道府県及び指定都市が設置する、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制を有する医療機関。

¹³ 難病医療拠点病院(難病の患者に対する医療等に関する法律第4条第2項第2号)

難病医療連絡協議会の業務を受託するとともに、連絡窓口を設置し、高度の医療を必要とする患者の受け入れ等の機能を担う医療機関のこと。

構想区域ごとの医療機能別医療需要に対する医療供給
(医療提供体制)の状況(脳卒中、心筋梗塞等の主な疾病についても同様の表を作成)

推計年度

	2025年における	2025年における医療供給(医療提供体制)		
	医療需要 (当該構想区域に居住する患者の医療需要)()	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの()	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの()	必要病床数 (を基に病床利用率等により算出される病床数)()
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

高度急性期、急性期及び回復期それぞれにおける に関して、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

7) 構想区域の確認

都道府県は、人口規模や基幹病院までのアクセス等を踏まえ、構想区域を確認する。

8) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

(1) 施策の基本的考え方

医療法上、都道府県が策定する医療計画においては、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項」を定めることとされている。また、都道府県計画¹⁴においては、「医療介護総合確保区域¹⁵ごとの当該区域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業に関する事項」を定めることとされている。

医療法では、地域医療構想に関し、直接的には一般病床及び療養病床の機能の分化及び連携の推進が求められているが、地域医療の観点からは、精神病床等の他の入院医療機能や外来機能、在宅医療との連携により、認知症、精神科救急、身体疾患を合併する精神障害者への医療、感染症、歯科疾患といった様々な医療ニーズに対応することが求められる。このため、

¹⁴ 都道府県計画(医療介護総合確保促進法第4条)

都道府県が地域の実情に応じて作成する、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画。そこに掲載された事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、都道府県が基金を設置する場合には、国は、必要な資金の3分の2を負担する。(地域医療介護総合確保基金)

¹⁵ 医療介護総合確保区域(医療介護総合確保促進法第4条第2項)

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、医療機関の施設及び設備並びに公的介護施設等及び特定民間施設の整備の状況その他の条件からみて医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域。

これらの医療ニーズや地域包括ケアシステムに対応する職種も多様であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカーに加え、介護、福祉(児童、障害等)、教育、就労等、関係者は多岐にわたる。以上のことから、施策の検討に当たっては、都道府県は、幅広い視点で地域医療を捉えるとともに、関連する法・制度や関係団体の取組を活用することも含めて検討する。

医療ニーズの一つに精神疾患があるが、精神疾患は医療計画に位置づけられており、一般医療と精神科医療の連携は重要であることから、地域医療構想を策定するに当たっては、地域における精神科医療も含め検討することが必要である。その際、精神科医療については、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」等に基づき、精神科医療の質を良質かつ適切なものとするために、機能分化を進め、長期入院精神障害者を始めとする精神障害者の地域移行をより一層進めることとしており、こうした方向性を踏まえることが重要である。

認知症対策については、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)¹⁶」において、医療・介護等が有機的に連携し、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため、行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、もっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築することとされている。また、その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進めることとされている。

(2) 必要病床数と病床機能報告制度による集計数との比較

都道府県は、構想区域ごとに医療機能別の必要病床数と平成26年度(又は、直近の年度)の病床機能報告制度による医療機能別の集計数とを比較し、病床の機能の分化及び連携における地域の課題を分析する。

その際、在宅医療・介護の充実、医療従事者の確保、介護施設等の整備の状況など、可能な限り、多様な観点から分析する必要がある。

都道府県は、構想区域ごとに抽出された課題に対する施策を検討し、施

¹⁶ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考え方として、厚生労働省が関係府省庁と共同して平成27年1月に策定したもの。

策の基本となる事項を定める必要がある。

当該事項は、毎年度の地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画の策定の基本方針として活用できるようにする必要がある。

(3) 病床の機能の分化及び連携の推進

地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携に当たっては、都道府県が地域医療構想において定めた構想区域における各医療機能(高度急性期、急性期、回復期及び慢性期)の必要病床数に基づき、医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により進められることを前提として、これらを実効性のあるものとするために地域医療介護総合確保基金の活用等により、必要な施策を進めていく必要がある。

また、将来の各医療機能の必要病床数の達成に向けて、地域で不足している医療機能がある場合には、それを充足することができるよう、当該医療機能を担う病床の増床だけでなく、将来的に過剰になることが見込まれる病床機能の転換や集約化と併せて、次第に収れんするよう、機能の分化及び連携を推進していく必要がある。

このため、都道府県においては、医師会等の医療関係者と十分に協議を行った上で、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能の分化及び連携のための仕組みづくりや施設・設備整備等に対して支援するとともに、将来的に医療機能が過剰になることが見込まれる構想区域においては、設置主体の特性を踏まえ、地域における必要な役割分担の議論が進むよう、一般会計繰入や補助金の交付状況など税財源の投入状況を含めた必要なデータの提供や、調整を行う必要がある。

これらの検討に当たっては、人口構造や疾病構造の変化、それに伴う患者の受療行動の変化など、医療を取り巻く環境の変化を踏まえた視点が必要である。また、不足する医療機能を担う病床の増床や病床機能の転換に伴う施設・設備整備の支援のみならず、医療機関が役割分担をして有効に機能するための連携施策が重要であり、患者の疾病からの回復が遅延したり、ADL(日常生活における基本的な動作を行う能力)の低下を招くことのないよう、医療機関等の連携により切れ目なく円滑に患者の状態に応じた医療が提供される必要がある。

このため、地域連携パスの整備・活用の推進や、都道府県や市町村が中心となった連携を推進するための関係者が集まる会議の開催、ICTを活用

した地域医療ネットワークの構築等に複合的に取り組む必要がある。

また、各医療機関における地域との前方連携及び後方連携を行う看護職員や医療ソーシャルワーカーの研修だけでなく、退院支援部門以外の医師、看護職員、歯科医師、薬剤師等の職員に対して、入院開始時から在宅復帰を目指した支援を行うための在宅医療や介護の理解を推進する研修、医療機関の医師、看護職員等と地域の関係者による多職種協働研修等により必要な人材の確保・育成に取り組む必要がある。

こうした病床の機能の分化及び連携に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

病床の機能分化・連携に係る具体的な取組例

	体制構築	人材確保
病床機能の分化	<p>病床機能の重点化・明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ クリティカルパス(クリニカルパス)の活用による病床機能に応じた入院医療の標準化・効率化のための体制整備・研修等の支援 ➤ 病床機能に応じた臨床指標(Quality Indicator)を用いた医療の質評価・向上の支援 ➤ 高度急性期から在宅医療まで地域の医療提供体制について住民(患者)への情報提供・普及啓発 <p>病床機能の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 病床機能変更のための財政的・技術的支援 	<p>病床機能の分化・転換に伴う医療関係者の研修・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを意識した研修・教育の支援
連携	<p>医療機能の異なる関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成・活用のための体制整備・連携の支援 ➤ 救急外来から患者の病状に応じた他の医療機関への紹介入院等の地域連携の支援 ➤ 在宅医療から地域包括ケア病棟を持つ医療機関等への緊急連絡・搬送体制の整備・支援 ➤ 認知症、特に行動・心理症状(BPSD)を伴う患者に対する地域での医療提供体制の整備・支援 	<p>連携に係る人材の確保・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の医療・介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成 ➤ 退院支援、在宅復帰支援のため地域における多職種連携・人事交流の支援

(4) 在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、医療と介護の提供体制を一体的に整備する必要がある。

また、病床の機能の分化及び連携を推進することにより、入院機能の強化を図るとともに、患者の状態に応じて退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は一層重要であり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は今後増大することが見込まれる。特に、慢性期医療については、在宅医療の整備と一体的に推進する必要がある、地域における推進策を検討するためには、整備状況の把握だけではなく、具体的な施策につながる調査を行うなど、きめ細かい対応が必須となる。

さらに、患者・住民の視点に立てば、日頃から身近で相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことが重要であり、「かかりつけ医」はその機能を地域で十分に発揮することが期待される。

こうした点を踏まえ、在宅医療の提供体制は、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域で整備する必要があることから、都道府県は、保健所等を活用して市町村を支援していくことが重要である。また、在宅医療・介護の連携を推進する事業については、市町村が地域包括ケアシステムの観点から円滑に施策に取り組めるよう都道府県の保健・医療担当部局及び介護・福祉担当部局による技術的支援等のさまざまな支援が必要である。

在宅医療の提供体制の充実のためには、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所等との連携が不可欠であり、関連する事業の実施や体制整備に加え、人材の確保・育成を推進する観点から、都道府県が中心となって、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等に対しての在宅医療への参入の動機付けとなるような研修や参入後の相談体制の構築等を行う必要がある。

また、在宅医療は主に「(地域側の)退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められており、緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議や、医

療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等により各機能を充実させることが必要である。このため、地域の関係者の連携のみならず、患者の急変時等に対応するために、病院が在宅医療を担う診療所等を後方支援することが重要である。

こうした在宅医療の充実に係る具体的な取組としては、次頁のような施策が考えられるので、参考にされたい。

在宅医療の充実に係る具体的な取組例

	実施主体	体制構築	人材確保
退院支援(地域側)	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な事例の退院時カンファレンスに参加。 退院調整担当者との定例会議の開催。 医療機関との連携のための地域側の一元的な窓口の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 退院後の療養生活の相談に乗る窓口 に配置する看護職員や医療ソーシャルワーカーを育成するための研修。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> 退院(退所)元の医療機関や施設と在宅医療や介護を提供する医療機関や事業所が情報交換できる場の設定。 	
日常の療養生活の支援	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> 診療所間の連携や、病院医師による支援により、在宅医の不在時の代診等の支援体制の構築。 医療依存度の高い患者や小児等患者への対応力向上のための研修。 在宅医療における衛生材料・医療材料の円滑供給のため、地域で使用する衛生剤料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間で行うとともに、供給拠点を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に取り組む医師確保のための同行訪問を含んだ導入研修。 訪問看護師確保のための採用時研修に対する支援、研修機関の集約化(拠点となる訪問看護事業所が地域の教育機能を担う)、看護系大学と連携した教育体制の構築。 在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保。 これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対しての研修。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> 地域の在宅医療の課題等の解決をめざした関係者(多職種)による「在宅医療推進協議会」の設置・運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と協働した在宅医療に取り組む人材確保の支援。

	実施主体	体制構築	人材確保
急変時の対応	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所等が 24 時間体制を構築できるよう、診療所のグループ化や診療所と訪問看護事業所の連携。 ・ 後方病床確保として、かかりつけ医を通して入院を希望する病院など必要な情報を予め登録するシステムの構築。 ・ 在宅療養患者の安全な救急搬送体制を確保するため、行政機関や消防機関、医療機関等が一堂に介する協議会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従事者に必要な急変時の知識とスキルの向上を図るための、介護従事者を対象にした救命講習。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等と協働で、24 時間体制構築のためのコーディネートや支援。 	
看取り	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や家族に対して、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供。 ・ 地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間で品目・規格統一等に関する協議会の開催や供給拠点の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看取りに対応できる医師、看護職員、介護関係者を養成するための、多職種研修や施設との合同開催の研修。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や家族に対して、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する広報や情報提供。 	

実施主体については、一般的な例を示したものであり、地域の実情に応じて柔軟に役割分担をする必要がある。

(5) 医療従事者の確保・養成

地域における医療提供体制を構築する上で、医療従事者の確保・養成は不可欠なものであるため、地域医療支援センター¹⁷等を活用した医師等の偏在の解消や医療勤務環境改善支援センター¹⁸等を活用した医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進、看護職員の確保・定着・離職防止、ワーク・ライフ・バランスの確立に取り組む必要があり、地域医療介護総合確保基金の有効活用も含めた施策を検討することが重要である。

限りある医療資源を有効活用し、質の高い医療を安全に提供するためには、各医療職種の高い専門性を前提とし、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合うチーム医療を推進していくべきである。チーム医療の推進に当たっては、専門職人材の確保が重要であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等の専門職について人材確保に取り組む必要がある。

また、病床の機能の分化及び連携を推進するためには、各医療機能に応じた医療従事者を確保する必要があり、地域における医療従事者の確保目標等の設定が求められる。

4. 地域医療構想の策定後の実現に向けた取組

1) 基本的な事項

都道府県は、構想区域等ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとする。

地域医療構想調整会議の具体的な設置・運営については、「5」にその取扱いを示す。

地域医療構想調整会議のほか、以下のとおり、地域医療構想の各医療機

¹⁷ 地域医療支援センター（医療法第30条の25）

都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーとして、都道府県庁や大学病院等に設置されるもの。平成27年1月末現在、43都道府県で設置されている。

¹⁸ 医療勤務環境改善支援センター（医療法第30条の21）

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする施設として都道府県に設置されるもの。

関の自主的な取組を行うこと、また、都道府県がこれらの医療機関の自主的な取組を推進するための支援等を行うことも重要である。

2) 各医療機関での取組

各医療機関は、自らの行っている医療内容や、体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行う。

その上で、自院内の機能分化を進める際には、病床機能報告制度により、同一構想区域における他の医療機関の各機能の選択状況等を把握することが可能になる。

更に、地域医療構想により、構想区域における医療機能ごとの平成 37 年（2025 年）における必要病床数も把握することが可能になる。

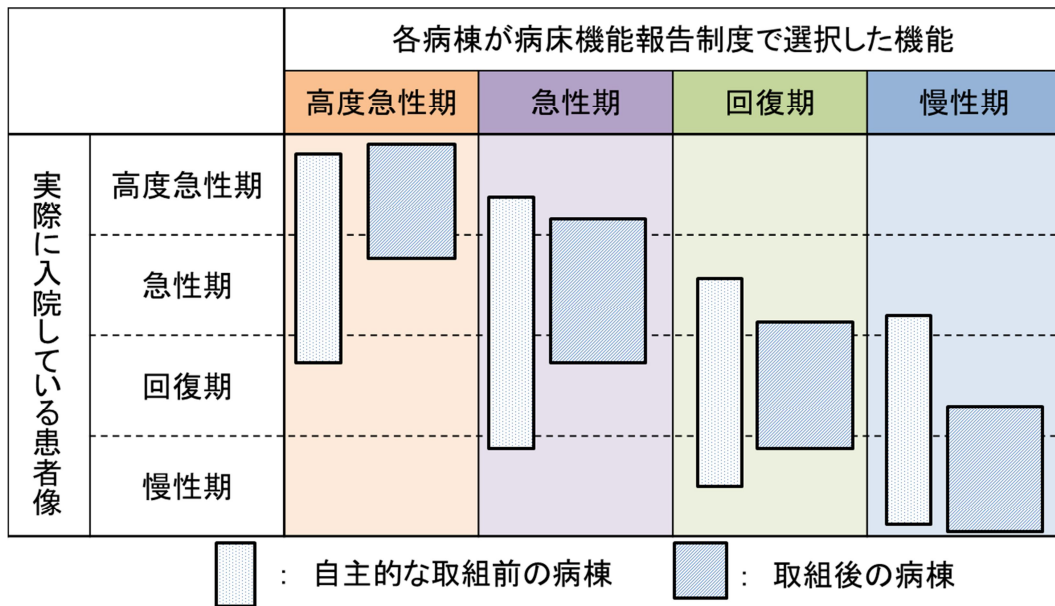
これら 2 つの情報（データ）を比較したり、別紙（42-43 頁）に掲げる他の情報を参考にするなどして、自院内の医療機能の地域における相対的位置付けを客観的に把握した上で、以下のような自主的な取組をまずは進めることが可能となる。

まず、現在は、個々の病棟に様々な病期の患者が入院しているが、各病棟について、高度急性期から慢性期までの選択を行った上で、病棟単位で当該医療機能に即した患者の収れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築や人員配置を検討する。（収れんのイメージは次頁の図参照）

併せて、自主的な取組を踏まえ、地域医療構想調整会議を活用した医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認する。

例えば、がん入院医療の役割を医療機関の間で臓器別に分担すること、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等が挙げられる。

図（患者の収れんのイメージ）



以上の取組を受け、次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を図る。

また、これらの取組により、区域全体で見ても、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、入院患者の実数と、地域医療構想における必要病床数が一致する方向に次第に収れんされていき、不足する機能の解消や、患者数との整合が図れることとなる。

なお、医療機関がこのような取組を行う際には、住民の理解が不可欠であり、自らの状態に応じた医療機能や医療機関を選択することが重要であるため、医療機関だけではなく、厚生労働省、都道府県、市町村、保険者や関係者がすべて、住民への普及・啓発に取り組むべきである。

3) 都道府県の取組

医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、病床の機能の分化及び連携等による将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する都道府県が、その役割を適切に発揮する必要がある。

このため、医療機関への情報提供を含め、都道府県において、以下の各段階における取組を行うことを原則とする。

(1) 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

都道府県は、病床の機能の分化及び連携について、まずは病床機能報告制度によって、各医療機関が担っている医療機能の現状を把握・分析する。

その結果を踏まえ、地域医療構想において定める構想区域ごとの各医療機能の将来の需要と必要病床数とを、地域全体の状況として把握する。

(2) 各医療機能における個別医療機関の状況の把握

各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握することができるよう、医療機能ごとに個別の医療機関の状況を整理する必要がある。

病床機能報告制度では、具体的な医療の内容に関し比較の参考となる項目が報告されていることから、これらを基に、各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データを作成する。

この際、医療機関においては、病棟ごとに、病床機能報告制度において選択した医療機能に即した患者の収れんや、それに応じた必要な体制の構築や人員配置を検討することから、当該構想区域で各医療機能を選択した医療機関の分布だけではなく、主な疾患における分布や、提供されている医療の内容に関する情報など、より検討に適した資料・データとなるよう、地域医療構想調整会議の議長等と事前に協議を行うことが望ましい。

(3) 地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

地域における各医療機関が担っている医療の状況を基に、医療機関相互の協議を促進することとするが、そのためには、「 2) 」を基に各医療機関の自主的な取組を改めて促進することが必要となる。

以上のことを踏まえ、必要に応じて地域医療構想調整会議の開催により、医療機関相互の協議を進め、不足している医療機能への対応(過剰となると見込まれる医療機能からの転換を含む)について、具体的な対応策を検討し、提示する。

この際、地域医療介護総合確保基金の活用も検討することとなる

が、早い段階で平成 37 年(2025 年)までの各構想区域の工程表を策定することが望ましい。

(4) 平成 37 年(2025 年)までの PDCA

工程表が策定できていない段階においては、各医療機関が地域における位置付けを検討し、病棟ごとに担う医療機能とそれに応じた対応を行うことを促進する必要がある。

また、工程表を策定したとしても、各医療機関における状況の変化等により計画どおり進めることが困難又は不適當な場合も考えられる。

このため、平成 37 年(2025 年)まで毎年、進捗状況の検証を行い、工程表の変更も含め、地域医療構想の実現を図っていく必要がある。

この際、構想区域全体及び都道府県内全体で、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、入院患者の実数と、地域医療構想における必要病床数が一致する方向に次第に収れんされていることを確認する必要があるが、不足する機能の解消のためには、過剰となっている機能からの転換を促すことにより、医療資源の適正配分だけではなく、医療需要に応じた医療提供が可能となるという視点を共有することを推進し、病床機能報告による病床数と患者数との整合が図れるよう、検討を重ねることとする。

更に、毎年、医療審議会や地域医療対策協議会¹⁹に報告することにより、各構想区域における進捗状況の比較や、より広い立場からの意見を求めることが可能となるため、適宜、開催することが望ましい。

上記(1)から(4)について、1 年における主な作業時期を次頁に示すが、都道府県において、地域の実情に応じて柔軟に対応することが望ましい。

¹⁹ 地域医療対策協議会(医療法第 30 条の 23)

都道府県が、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるために設けられる関係者との協議の場。

(参考) 地域医療構想策定後の年間スケジュールのイメージ

- 3月 病床機能報告制度の集計結果の提示
- 3月～ 医療機関の自主的な取組
地域医療構想調整会議
可能な限り、次期病床機能報告制度に間に合うように、10月までに上記の対応を行う。
- 10月 病床機能報告制度における報告
- 年内 各構想区域における対応を踏まえた基金の都道府県計画(案)の取りまとめ
- 2月 都道府県定例議会への次年度当初予算案に基金の予算を計上

5. 地域医療構想調整会議の設置・運営

都道府県は、構想区域等ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとする。

地域医療構想調整会議を円滑に運営し、効果的に活用するためには、地域医療構想の策定段階から設置し、関与させることが望ましい。

1) 議事

地域医療構想調整会議の議事の具体的な内容については、都道府県において地域の实情に応じて定めるものとする。特に優先すべき議事については、地域医療構想において定められた将来のあるべき医療提供体制を念頭に置いた上で、地域の医療機関の取組の進捗状況を確認し、関係者と事前に協議を行い決定する。

(1) 主な議事

各医療機関における病床の機能の分化及び連携は自主的に進められることが前提となっており、地域医療構想調整会議では、その進捗状況を共有するとともに、構想区域単位での必要な調整を行うことになる。

具体的には、病床機能報告制度による各医療機関の報告内容と地域医療構想で推計された必要病床数とを比較し、地域において優先して取組

むべき事項に関して協議する。協議に当たっては、地域医療介護総合確保基金の活用についても検討の対象となる。

このほか、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携など、地域医療構想の達成の推進に関して協議すべき事項があるときは、個別の議事の設定も検討する。

以上のことを踏まえ、おおむね次のような議事が想定される。

地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
病床機能報告制度による情報等の共有
都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(2) 議論の進め方

地域医療構想調整会議において病床の機能の分化及び連携に関する議論の進め方の例を以下に示す。なお、必ずしもこのとおり行うことを求めるものではない。

地域の医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有
病床機能報告制度による情報や既存の統計調査等で明らかとなる地域の医療提供体制の現状と、地域医療構想で示される各医療機能の将来の需要と必要病床数について、地域医療構想調整会議に参加する関係者で認識を共有。

地域医療構想を実現する上での課題の抽出
地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を実現していく上での課題について議論。

具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方について議論
例えば、ある構想区域において、回復期機能の病床が不足している場合、それをどのように充足するかについて議論。

現在、急性期機能や回復期機能を担っている病院関係者等、都道府県が適当と考えて選定した関係者の間で、回復期機能の充足のため、各病院等がどのように役割分担を行うか等について議論。

地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論
で議論して合意した事項を実現するために必要な具体的事業について議論。地域医療介護総合確保基金を活用する場合には、当該事業を

基金に係る都道府県計画にどのように盛り込むか議論し、都道府県において必要な手続を進める。

(3) その他

上記(1)及び(2)の通常の実施の場合のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な医療機能に転換しようとする場合には、医療法上、都道府県知事は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができることとされており、その際には、当該許可申請の内容又は転換に関する協議が行われることになる。

2) 開催時期

病床の機能の分化及び連携等に関する協議が行われる場合には、地域の実情に応じて、随時開催することが基本となるが、病床機能報告制度による情報等の共有や基金に係る都道府県計画に関する協議が行われる場合には、通年のスケジュールがある程度定まっていることから、定期的開催することが考えられる。

なお、こうした通常の実施のほか、医療機関が開設・増床等の許可申請をした場合又は過剰な医療機能に転換しようとする場合にも、随時開催する。

3) 設置区域等

(1) 基本的考え方

地域医療構想調整会議は、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議が行われる場であることから、構想区域ごとに設置することを原則とする。

一方で、構想区域内の医療機関の規模・数等は多様であり、地域によっては構想区域での地域医療構想調整会議の設置・運営が困難な場合も想定されることから、こうした事情を勘案し、都道府県知事が協議をするのに適当と認める区域で設置することも可能とする。

(2) 柔軟な運用

都道府県においては、地域の実情に鑑み、次のような柔軟な運用を可能とする。

広域的な病床の機能の分化及び連携が求められる場合における複数の地域医療構想調整会議の合同開催（複数の都道府県により合同開催される場合を含む。）

議事等に応じ、設置される区域から更に地域・参加者を限定した形での開催

圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催

4) 参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応

(1) 参加者の範囲・選定

地域医療構想調整会議の参加者については、医療法上、「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者」と規定されているが、地域医療構想は幅広い関係者の理解を得つつ進める必要があることから、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村など幅広いものとするのが望ましい。なお、医療保険者については、必要に応じ、都道府県ごとに設置された保険者協議会に照会の上、選定するものとする。また、地域医療構想調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、都道府県は、議事等に応じて、参加を求める関係者（代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者を含む）を柔軟に選定することとし、出席要請に係る所定の手続きを行うとともに、これらの関係者の選定に当たっては、公平性・公正性に留意するものとする。

また、開設・増床等の許可申請の内容や過剰な医療機能への転換に関する協議等の個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当である。

なお、議長等については、参加者の中から地域の実情に応じて、都道府県の関係機関、医師会の代表などから選出されることになる。その際、

議長等は原則として、案件によらず同一者とした上で、議事によっては利益相反が生じ得ることから、その場合の代理者の規定をあらかじめ定めておくこととする。

一方、地域医療構想調整会議の参加を求めなかった病院・有床診療所に対しても、都道府県は、書面・メールでの意見提出などにより、幅広く意見表明の機会を設けることが望ましい。

(2) 下部組織の設置

急性期医療に係る病床の機能の分化及び連携や地域包括ケアシステムの推進など、特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には、地域医療構想調整会議の下に専門部会等を設置し、当該議題の関係者との間でより具体的な協議を進めていく方法も考えられる。

この場合も(1)と同様に、参加を求める関係者は、代表性を考慮した病院・診療所、地域における主な疾病等の特定の診療科等に関する学識経験者、薬剤師会、看護協会、市町村等に加え、住民参加も含め、柔軟に選定することが望ましい。

(3) 公表

地域における医療提供体制の構築に当たっては、地域住民や多くの医療関係者の協力が不可欠であるため、地域住民等に対する協議の透明性の観点から、患者情報や医療機関の経営に関する情報を扱う場合等は非公開とし、その他の場合は公開とする。また、協議の内容・結果については、原則として、周知・広報する。

(4) 参加の求めに応じない関係者への対応

参加を求めたにもかかわらず、正当な理由なく地域医療構想調整会議に参加しない関係者への対応として、都道府県知事は、開設・増床等の許可申請をした医療機関が参加しない場合には当該許可に条件を付すること、過剰な医療機能に転換しようとする医療機関が参加しない場合には地域医療構想調整会議の協議が調わなかった場合と同様の措置(都道府県医療審議会への出席・説明を求め、都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等に対する転換中止の命令(公的医療機関等以外の医療機関には要請))を講ずることが考えられる。

5) 合意の方法及び履行担保

(1) 合意の方法

地域医療構想調整会議において合意された事項には医療機関の経営を左右する事項が含まれている場合が想定されることから、合意に当たっては、都道府県と関係者との間で丁寧かつ十分な協議が行われることが求められる。

また、特に地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能及び病床数等の合意に当たっては、通常の議事録の作成に加え、関係者の合意を確認し得る書面を作成しておくことが適当である。

(2) 履行担保

関係者の合意事項の履行を担保するため、都道府県知事は、関係者が正当な理由なく合意事項を履行しない場合には、地域医療構想調整会議における協議が調わないときと同様の措置(都道府県医療審議会の意見を聴いた上での公的医療機関等への不足している医療機能に係る医療の提供等の指示(公的医療機関等以外の医療機関には要請))を講ずることが考えられる。

6. 都道府県知事による対応

今回の医療法改正等により、都道府県知事による対応として、以下の事項が定められている。

1) 病院・有床診療所の開設・増床等への対応

病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している医療機能に係る医療の提供という条件を付することができる(指定都市にあっては、指定都市の市長に当該条件を付するよう求めることができる)。

2) 既存医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合の対応

過剰な医療機能に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる。

当該書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、調整会議における協議に参加するよう求めることができる。

調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。

調整会議における協議の内容及び都道府県医療審議会の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、過剰な医療機能に転換しないことを公的医療機関等に命令することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる。

3) 調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは病床の機能分化・連携が進まない場合の対応

都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を公的医療機関等に指示することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる。

4) 稼働していない病床への対応

病床過剰地域において、公的医療機関等が正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、病床過剰地域において、かつ医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を要請することができる。また、病床の稼働状況は病床機能報告制度において病棟単位で把握することが可能であることから、病棟単位で病床が稼働していないことについて正当な理由がない場合に、当該対応を検討することが適当である。

要請等又は命令・指示に従わない場合の対応について

公的医療機関等が上記の命令・指示に従わない場合には、医療機関名の公表、地域医療支援病院・特定機能病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関が、正当な理由がなく、要請に従わない場合には勧告を、許可に付された条件に係る勧告に従わない場合には命令をそれぞれすることが

でき、当該勧告等にも従わない場合には医療機関名の公表、地域医療支援病院・特定機能病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等の措置を講ずることができる。

7. 地域医療構想の実現に向けたPDCA

医療計画については、昨年度に策定された第6次医療計画からPDCAサイクルを機能させることを都道府県に求めているところであり、平成24年3月に医療計画策定指針において考え方を示すとともに、平成26年3月には厚生労働省から具体的な進め方に関する研究会報告が示されているところである。

地域医療構想についても同様に、都道府県は、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、以下のようにPDCAサイクルを効果的に機能させる。

1) 指標等の設定

地域医療構想を策定する際に抽出した地域の課題ごとに、指標となるデータを設定し、地域の医療提供体制の現状を把握する。その際、都道府県担当者のみならず、地域の医療事情に精通し、かつ統計学、疫学、公衆衛生等の知見を有する学識経験者や実際に医療を提供する者や地域住民が関与し、検討する。

なお、指標となるデータには、以下のものが考えられる。

病床機能の各区分及び在宅医療に関する整備状況
主要な疾病における区域内の完結状況
人材の充足状況

2) 指標等を用いた評価

課題ごとの目標や指標を用いて、計画期間内に、達成可能な状況で進捗しているかについて確認する。進捗状況が芳しくない場合には、その原因について考察を行う。目標設定が適切でない場合には、修正を検討する。

3) 評価に基づく地域医療構想等への反映

課題ごとの進捗状況を踏まえ、計画期間の中で、どのように目標を達成していくかを確認する。必要に応じて、地域医療構想の追記や削除、修正を行い、より実効性のある地域医療構想への発展を目指す。

4) 住民への公表

医療を受ける当事者である住民が、医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるためには、計画の評価や見直しの客観性及び透明性を高める必要があることから、ホームページ等で住民に分かりやすく公表する。公表に当たっては、ホームページの情報を見る働きかけを多方面から行うとともに、インターネットにアクセスできない住民向けに紙媒体での配布も準備する。

地域医療構想を実現するための施策において、地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、都道府県計画に位置付けることとなるが、地域医療構想の目標等と連動しつつ、基金が適切に活用されたことが確認できる評価指標を設定する必要がある。将来のあるべき医療提供体制を目指すものとして、地域医療構想を含む医療計画と都道府県計画の方向性は一致しており、共通化し得る評価指標は共有するなど効率化も考慮する。

このようなPDCAサイクルを推進するのは直接的には都道府県職員であり、データ等を有効に活用し、現状分析や課題把握、進捗管理を適切に行うためには、各都道府県の医療計画策定担当者が研修等を通じて専門的知識や技術を習得する必要がある。都道府県は、担当者を積極的に研修等に参加させ、さらには職員間の知識・技術の共有や引継ぎ等が円滑に実施されるような体制整備を図る必要がある。

また、これらの取組には、医師会等の団体や、大学等の学識経験者、保険者など多くの都道府県内の関係者の参画を得て行うべきものであることから、データの利活用も含め、条例等による適切な手続をとることや、研修を行うことにより、体制を構築する必要がある。なお、厚生労働省においても、都道府県に対して技術的助言を含めた必要な支援を行うこととする。

地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）

1 病床機能報告制度に基づく医療提供体制の状況（表1）

医療機関が選択した現在及び将来にわたって担うとしている医療機能ごとの病床数、構造設備や人員配置、具体的な医療の内容について、病床機能報告制度により報告された内容をもとに地域別、医療機関別に示す。

なお、当該情報について、都道府県が、患者や住民、医療機関等に対し、ホームページ等で積極的に公表すべき項目やその手段については、引き続き検討する。

2 各医療機能別の医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（表2）

高度急性期、急性期、回復期及び慢性期の各医療機能別に、平成37年(2025年)における医療需要に関して、患者住所地別の需要及び現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数を示すこととする。

なお、同一都道府県内においては、現在の二次医療圏別の上記の状況の把握が可能なマトリックス表を提供するとともに、都道府県別にも同様のマトリックス表を提供することが必要となる。

3 疾病別の医療需要に対する医療供給（医療提供体制）の状況（表3）

医療計画においては、がん、脳卒中、急性心筋梗塞に関して、地域連携パスの作成等による医療提供体制の構築を促しているところであるが、これを更に推進するためには、各医療機関が自主的に取組む際に参考となる主な疾病に関する情報が必要となる。

4 疾病別のアクセスマップと人口カバー率（表4）

がん、脳卒中、急性心筋梗塞の3疾病について、治療を行っている医療機関までの移動時間を解析したアクセスマップを示す。これにより、入院医療へのアクセスのしやすさを検討することが可能となる。

5 介護保険関係の整備状況（表5・参考資料4）

医療提供体制は、単に入院医療の機能の分化や連携だけではなく、地域包括ケアシステムとの一体的な整備によって、住民にとって安心なものとなるだけではなく、関係者にとっても効率的な医療の提供が可能なものとなる。

このため、介護保険施設の整備状況等についてのデータを介護担当部局と連携して把握しておく必要がある。また、小児や障害者など介護保険の対象でない患者に関しても、

福祉担当部局と連携して同様に整備することを目指す必要がある。

6 2025年における二次医療圏別の人口推計（表6）

出典：国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）』

構想区域の設定や、各医療機能の推計の基礎となる。

また、2040年における見通しやアクセスの確保に加え、医療以外の関連する施策に関する協議においても、共通ツールとして活用される。

表 1 - 1 地域別（地域医療構想策定前は二次医療圏、策定後は構想区域）・医療機能別の病床数の状況

2014年7月1日時点

二次医療圏		全体	医療機能別			
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期
<u>圏域</u>	市、市・・・	床	床	床	床	床
<u>圏域</u>	市、町・・・	床	床	床	床	床
<u>圏域</u>	町、町・・・	床		床	床	床
<u>圏域</u>		床	床	床	床	床
・・・		床		床	床	床

6年が経過した時点

二次医療圏		全体	医療機能別			
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期
圏域	市、市・・・	床	床	床	床	床
圏域	市、町・・・	床	床	床	床	床
圏域	町、町・・・	床		床	床	床
圏域		床	床	床	床	床
・・・		床		床	床	床

表 1 - 2 地域ごとの医療機関別・医療機能別の病床数の状況

2014年7月1日時点

医療機関名	全体				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期
A病院	床	床	床		
B病院	床		床	床	
C病院	床		床	床	
D診療所	床			床	
・・・	床				床

6年が経過した時点

医療機関名	全体				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期
A病院	床	床	床		
B病院	床		床	床	
C病院	床			床	
D診療所	床			床	

表2 構想区域ごとの医療機能別医療需要に対する医療供給(医療提供体制)の状況

推計年度

平成37年(2025年)

	2025年における	2025年における医療供給(医療提供体制)		
	医療需要 (当該構想区域に居住する患者の医療需要)	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの()	必要病床数 (を基に病床利用率等により算出される病床数)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

高度急性期、急性期及び回復期については、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

表3 主な疾病別の医療需要に対する医療供給(医療提供体制)の状況(脳卒中、心筋梗塞など)

推計年度

平成37年(2025年)

(疾病名)	2025年における	2025年における医療供給(医療提供体制)		
	医療需要 (当該構想区域に居住する患者の医療需要)	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したものの()	必要病床数 (を基に病床利用率等により算出される病床数)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

高度急性期、急性期及び回復期については、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

表4 搬送時間別人口カバー率（急性心筋梗塞・千葉県）

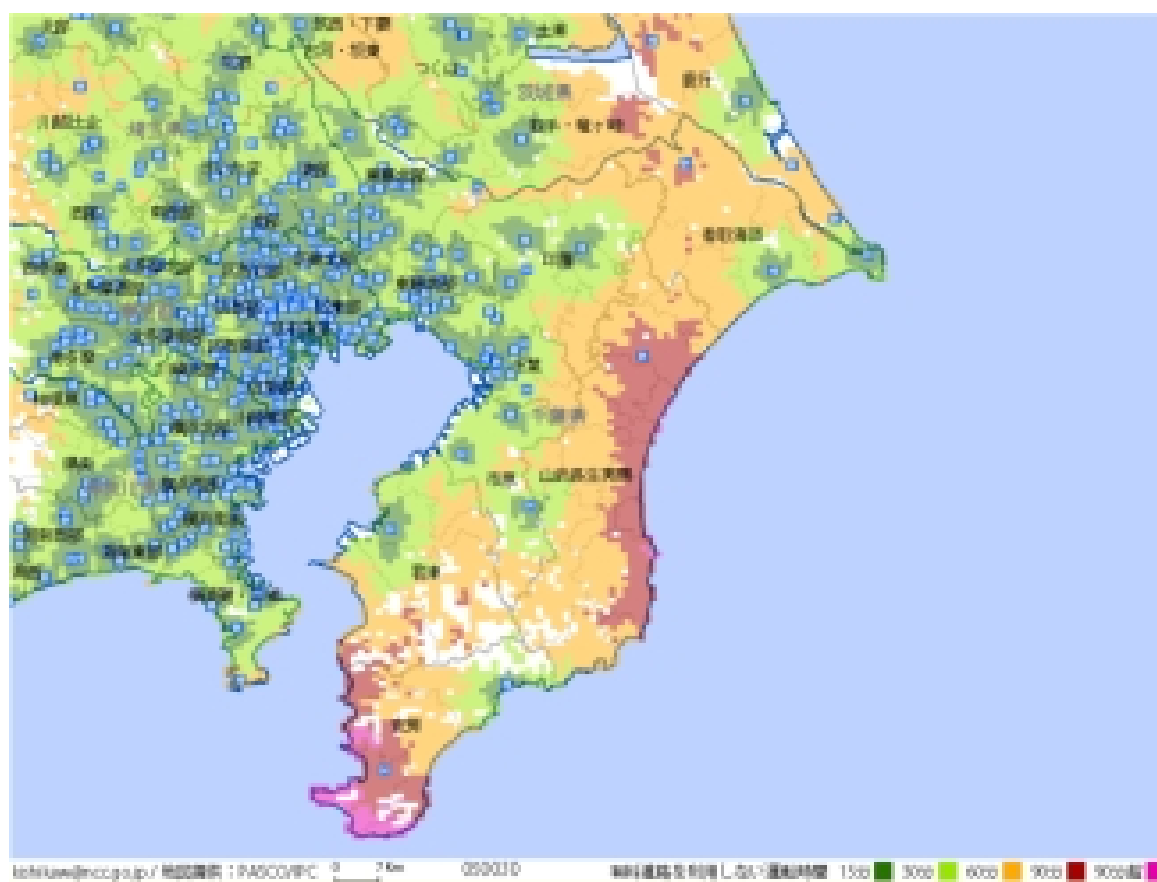


表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(65歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

	A		B		C		D		E		A~E計		65歳以上人口 (千人)	(参考) 75歳以上人口を用いた 場合のA~E計順位
	療養病床	順位	介護老人福祉施設定員	順位	介護老人保健施設定員	順位	有料老人ホーム定員	順位	サービス付き高齢者住宅定員	順位		順位		
	(床)		(人)		(人)		(人)		(戸)					
全国平均	10.7	-	16.2	-	11.2	-	9.9	-	5.1	-	53.1	-	31,898	
北海道	16.0	10	16.1	35	11.0	35	8.4	24	8.0	2	59.6	14	1,469	11
青森県	8.1	35	15.8	36	14.2	11	14.3	6	5.5	17	57.9	16	373	22
岩手県	7.6	39	19.8	7	15.6	4	5.7	32	3.5	40	52.2	30	372	37
宮城県	5.8	47	16.5	30	14.8	7	5.6	33	4.5	27	47.2	40	553	43
秋田県	7.2	41	19.5	8	15.4	5	4.4	39	4.2	32	50.7	33	331	46
山形県	6.4	46	24.2	1	12.2	25	9.3	18	3.1	44	55.1	25	332	36
福島県	7.9	36	18.3	14	14.1	12	4.4	40	4.4	28	49.1	37	524	45
茨城県	8.2	34	17.9	17	14.2	10	5.0	36	5.2	23	50.5	34	728	28
栃木県	8.8	31	16.3	32	11.3	33	3.7	43	5.4	19	45.5	41	480	40
群馬県	9.6	27	17.4	20	11.9	30	11.1	12	7.5	7	57.5	18	512	13
埼玉県	7.3	40	15.1	42	9.6	42	10.0	13	5.4	18	47.6	39	1,661	18
千葉県	6.5	45	13.5	46	9.5	44	11.7	10	4.3	29	45.5	42	1,505	30
東京都	7.8	38	13.8	45	6.7	47	12.1	8	3.0	45	43.4	46	2,914	44
神奈川県	6.7	44	15.2	41	9.7	41	17.9	3	3.9	36	53.3	27	2,033	12
新潟県	7.8	37	22.1	4	15.7	3	5.2	34	3.2	42	54.0	26	655	35
富山県	16.8	9	18.0	15	14.8	8	2.9	47	4.3	31	56.8	22	309	20
石川県	14.7	12	21.7	5	13.4	16	9.2	19	4.3	30	63.3	10	302	4
福井県	11.6	16	22.8	3	14.7	9	3.2	46	5.4	20	57.7	17	214	27
山梨県	10.2	24	18.5	12	12.5	23	3.4	45	4.6	25	49.3	36	225	38
長野県	7.0	43	18.6	11	13.1	20	8.0	27	3.6	39	50.2	35	600	39
岐阜県	7.0	42	17.9	16	11.6	31	4.7	37	4.0	34	45.4	44	539	42
静岡県	11.0	18	17.0	23	12.1	26	9.0	20	3.7	38	52.7	28	966	26
愛知県	8.5	33	13.1	47	10.5	38	9.4	17	3.8	37	45.4	43	1,662	34
三重県	9.4	29	17.7	18	13.1	19	4.3	41	7.5	8	51.9	31	480	31
滋賀県	8.8	32	16.6	29	8.4	46	3.8	42	4.6	26	42.1	47	319	47
京都府	9.4	28	16.2	33	10.5	39	4.7	38	3.9	35	44.7	45	676	41
大阪府	10.5	22	13.8	44	8.9	45	11.7	9	7.6	5	52.4	29	2,184	14
兵庫県	10.5	21	15.8	37	10.3	40	8.8	22	5.6	16	50.9	32	1,408	29
奈良県	8.9	30	16.8	27	10.7	36	8.5	23	3.2	43	48.0	38	369	33
和歌山県	10.4	23	19.5	9	12.0	28	8.3	25	7.3	10	57.4	19	288	21
鳥取県	11.0	17	18.4	13	18.8	1	6.6	31	7.5	6	62.4	12	163	19
島根県	10.7	20	22.9	2	12.9	22	6.9	30	5.3	21	58.6	15	217	32
岡山県	10.1	25	19.4	10	12.1	27	9.4	16	5.3	22	56.2	24	524	23
広島県	14.6	13	15.1	43	11.9	29	7.7	28	7.6	3	57.0	21	743	15
山口県	23.2	2	16.7	28	11.3	34	9.4	15	7.1	11	67.6	5	429	3
徳島県	20.6	5	15.7	40	18.3	2	5.1	35	7.3	9	67.1	6	224	5
香川県	11.0	19	17.3	22	13.5	14	8.9	21	5.8	15	56.6	23	277	24
愛媛県	13.8	14	15.7	38	12.9	21	7.4	29	7.6	4	57.4	20	404	25
高知県	29.2	1	16.8	26	9.6	43	3.5	44	3.4	41	62.4	11	232	16
福岡県	18.3	7	15.7	39	11.6	32	16.3	5	5.8	14	67.7	4	1,230	2
佐賀県	21.7	4	16.2	34	13.3	18	11.3	11	2.0	47	64.6	8	219	10
長崎県	18.2	8	17.0	24	12.5	24	8.3	26	6.2	12	62.1	13	390	17
熊本県	20.5	6	17.4	19	13.4	17	12.2	7	5.0	24	68.5	3	491	8
大分県	9.8	26	16.4	31	13.9	13	20.2	2	6.0	13	66.3	7	337	7
宮崎県	13.7	15	17.4	21	10.6	37	20.2	1	2.5	46	64.4	9	310	9
鹿児島県	22.0	3	21.1	6	13.4	15	9.8	14	4.1	33	70.3	2	467	6
沖縄県	15.3	11	16.8	25	15.2	6	17.1	4	8.4	1	72.7	1	260	1

療養病床：平成25年医療施設調査（平成25年10月1日時点）

介護老人福祉施設定員、介護老人保健施設定員：平成25年介護サービス施設・事業所調査（平成25年9月末日時点）

有料老人ホーム定員：平成24年社会福祉施設等調査（平成24年10月1日時点）

サービス付き高齢者住宅定員：（社）すまいづくりまちなつきセンター連合会より（平成26年10月時点）

人口：平成25年総務省人口推計

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(65歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。
※下は、A～E計の順位にそって並べ替えたもの

	A		B		C		D		E		A～E計		65歳以上人口 (千人)	(参考) 75歳以上人口を用いた 場合のA～E計順位
	療養病床 (床)	順位	介護老人福祉施設 定員 (人)	順位	介護老人保健施設 設定員 (人)	順位	有料老人ホーム 定員 (人)	順位	サービス付き 高齢者住宅定員 (戸)	順位		順位		
全国平均	10.7	-	16.2	-	11.2	-	9.9	-	5.1	-	53.1	-	31,898	
沖縄県	15.3	11	16.8	25	15.2	6	17.1	4	8.4	1	72.7	1	260	1
鹿児島県	22.0	3	21.1	6	13.4	15	9.8	14	4.1	33	70.3	2	467	6
熊本県	20.5	6	17.4	19	13.4	17	12.2	7	5.0	24	68.5	3	491	8
福岡県	18.3	7	15.7	39	11.6	32	16.3	5	5.8	14	67.7	4	1,230	2
山口県	23.2	2	16.7	28	11.3	34	9.4	15	7.1	11	67.6	5	429	3
徳島県	20.6	5	15.7	40	18.3	2	5.1	35	7.3	9	67.1	6	224	5
大分県	9.8	26	16.4	31	13.9	13	20.2	2	6.0	13	66.3	7	337	7
佐賀県	21.7	4	16.2	34	13.3	18	11.3	11	2.0	47	64.6	8	219	10
宮崎県	13.7	15	17.4	21	10.6	37	20.2	1	2.5	46	64.4	9	310	9
石川県	14.7	12	21.7	5	13.4	16	9.2	19	4.3	30	63.3	10	302	4
高知県	29.2	1	16.8	26	9.6	43	3.5	44	3.4	41	62.4	11	232	16
鳥取県	11.0	17	18.4	13	18.8	1	6.6	31	7.5	6	62.4	12	163	19
長崎県	18.2	8	17.0	24	12.5	24	8.3	26	6.2	12	62.1	13	390	17
北海道	16.0	10	16.1	35	11.0	35	8.4	24	8.0	2	59.6	14	1,469	11
島根県	10.7	20	22.9	2	12.9	22	6.9	30	5.3	21	58.6	15	217	32
青森県	8.1	35	15.8	36	14.2	11	14.3	6	5.5	17	57.9	16	373	22
福井県	11.6	16	22.8	3	14.7	9	3.2	46	5.4	20	57.7	17	214	27
群馬県	9.6	27	17.4	20	11.9	30	11.1	12	7.5	7	57.5	18	512	13
和歌山県	10.4	23	19.5	9	12.0	28	8.3	25	7.3	10	57.4	19	288	21
愛媛県	13.8	14	15.7	38	12.9	21	7.4	29	7.6	4	57.4	20	404	25
広島県	14.6	13	15.1	43	11.9	29	7.7	28	7.6	3	57.0	21	743	15
富山県	16.8	9	18.0	15	14.8	8	2.9	47	4.3	31	56.8	22	309	20
香川県	11.0	19	17.3	22	13.5	14	8.9	21	5.8	15	56.6	23	277	24
岡山県	10.1	25	19.4	10	12.1	27	9.4	16	5.3	22	56.2	24	524	23
山形県	6.4	46	24.2	1	12.2	25	9.3	18	3.1	44	55.1	25	332	36
新潟県	7.8	37	22.1	4	15.7	3	5.2	34	3.2	42	54.0	26	655	35
神奈川県	6.7	44	15.2	41	9.7	41	17.9	3	3.9	36	53.3	27	2,033	12
静岡県	11.0	18	17.0	23	12.1	26	9.0	20	3.7	38	52.7	28	966	26
大阪府	10.5	22	13.8	44	8.9	45	11.7	9	7.6	5	52.4	29	2,184	14
岩手県	7.6	39	19.8	7	15.6	4	5.7	32	3.5	40	52.2	30	372	37
三重県	9.4	29	17.7	18	13.1	19	4.3	41	7.5	8	51.9	31	480	31
兵庫県	10.5	21	15.8	37	10.3	40	8.8	22	5.6	16	50.9	32	1,408	29
秋田県	7.2	41	19.5	8	15.4	5	4.4	39	4.2	32	50.7	33	331	46
茨城県	8.2	34	17.9	17	14.2	10	5.0	36	5.2	23	50.5	34	728	28
長野県	7.0	43	18.6	11	13.1	20	8.0	27	3.6	39	50.2	35	600	39
山梨県	10.2	24	18.5	12	12.5	23	3.4	45	4.6	25	49.3	36	225	38
福島県	7.9	36	18.3	14	14.1	12	4.4	40	4.4	28	49.1	37	524	45
奈良県	8.9	30	16.8	27	10.7	36	8.5	23	3.2	43	48.0	38	369	33
埼玉県	7.3	40	15.1	42	9.6	42	10.0	13	5.4	18	47.6	39	1,661	18
宮城県	5.8	47	16.5	30	14.8	7	5.6	33	4.5	27	47.2	40	553	43
栃木県	8.8	31	16.3	32	11.3	33	3.7	43	5.4	19	45.5	41	480	40
千葉県	6.5	45	13.5	46	9.5	44	11.7	10	4.3	29	45.5	42	1,505	30
愛知県	8.5	33	13.1	47	10.5	38	9.4	17	3.8	37	45.4	43	1,662	34
岐阜県	7.0	42	17.9	16	11.6	31	4.7	37	4.0	34	45.4	44	539	42
京都府	9.4	28	16.2	33	10.5	39	4.7	38	3.9	35	44.7	45	676	41
東京都	7.8	38	13.8	45	6.7	47	12.1	8	3.0	45	43.4	46	2,914	44
滋賀県	8.8	32	16.6	29	8.4	46	3.8	42	4.6	26	42.1	47	319	47

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(75歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

	A		B		C		D		E		A～E計		75歳以上人口 (千人)	(参考) 65歳以上人口を用いた場合のA～E計順位
	療養病床 (床)	順位	介護老人福祉施設定員 (人)	順位	介護老人保健施設定員 (人)	順位	有料老人ホーム定員 (人)	順位	サービス付き高齢者住宅定員 (戸)	順位		順位		
全国平均	21.8	-	33.2	-	22.9	-	20.2	-	10.4	-	108.5	-	15,603	
北海道	31.7	10	32.1	30	21.9	37	16.6	23	15.9	3	118.3	11	740	14
青森県	15.3	37	30.0	42	26.9	12	27.0	6	10.4	20	109.6	22	197	16
岩手県	13.9	43	36.3	11	28.5	8	10.5	34	6.4	41	95.7	37	203	30
宮城県	11.3	47	32.0	32	28.7	7	10.8	32	8.7	28	91.5	43	285	40
秋田県	12.7	45	34.5	21	27.3	9	7.8	42	7.5	37	89.8	46	187	33
山形県	11.3	46	42.7	2	21.6	41	16.4	24	5.4	45	97.4	36	188	25
福島県	14.6	40	33.4	25	25.8	16	8.0	40	8.1	35	89.9	45	286	37
茨城県	17.3	35	37.8	6	30.1	3	10.6	33	11.1	19	106.9	28	344	34
栃木県	18.1	33	33.5	24	23.4	29	7.6	43	11.2	17	93.8	40	233	41
群馬県	19.7	25	35.6	16	24.3	21	22.8	11	15.3	4	117.8	13	250	18
埼玉県	17.4	34	36.0	12	22.9	34	23.8	10	12.9	12	113.0	18	699	39
千葉県	14.9	38	30.8	38	21.7	38	26.7	7	9.9	23	104.1	30	658	42
東京都	16.2	36	28.8	47	14.1	47	25.4	9	6.3	43	90.8	44	1,393	46
神奈川県	14.7	39	33.7	23	21.4	42	39.5	1	8.6	30	118.0	12	918	27
新潟県	14.4	41	40.9	4	29.1	5	9.6	37	6.0	44	100.0	35	354	26
富山県	33.3	9	35.7	14	29.3	4	5.7	47	8.4	32	112.5	20	156	22
石川県	29.9	11	44.0	1	27.1	11	18.7	15	8.7	29	128.3	4	149	10
福井県	21.6	19	42.5	3	27.3	10	6.0	46	10.0	22	107.4	27	115	17
山梨県	19.7	24	35.6	15	24.1	24	6.6	44	8.9	27	94.9	38	117	36
長野県	13.1	44	34.9	18	24.6	18	15.0	28	6.8	40	94.4	39	319	35
岐阜県	14.3	42	36.5	10	23.7	25	9.6	36	8.2	34	92.3	42	265	44
静岡県	22.5	17	34.8	19	24.8	17	18.3	17	7.5	36	108.0	26	472	28
愛知県	18.9	27	29.0	46	23.4	30	20.8	14	8.5	31	100.6	34	750	43
三重県	18.7	30	35.4	17	26.2	13	8.5	39	14.9	6	103.8	31	240	31
滋賀県	18.3	31	34.5	20	17.5	46	7.8	41	9.6	24	87.7	47	153	47
京都府	19.7	23	33.8	22	22.1	36	9.8	35	8.2	33	93.6	41	323	45
大阪府	23.4	16	30.7	39	19.8	43	26.2	8	16.9	1	117.0	14	978	29
兵庫県	22.0	18	33.0	28	21.7	39	18.4	16	11.6	14	106.7	29	672	32
奈良県	18.9	28	35.8	13	22.9	33	18.1	20	6.8	39	102.5	33	173	38
和歌山県	20.0	21	37.7	7	23.1	31	16.1	25	14.1	8	111.0	21	149	19
鳥取県	20.0	22	33.4	26	34.1	2	11.9	31	13.7	10	113.0	19	90	12
島根県	18.8	29	40.3	5	22.7	35	12.2	30	9.3	25	103.4	32	123	15
岡山県	19.6	26	37.6	8	23.4	28	18.2	18	10.2	21	109.1	23	270	24
広島県	29.4	12	30.5	41	24.1	23	15.6	26	15.3	5	115.0	15	368	21
山口県	44.6	2	32.1	31	21.7	40	18.2	19	13.6	11	130.1	3	223	5
徳島県	38.5	5	29.2	45	34.2	1	9.6	38	13.7	9	125.2	5	120	6
香川県	21.1	20	33.4	27	26.0	15	17.2	22	11.2	18	108.8	24	144	23
愛媛県	26.0	14	29.6	44	24.4	20	14.0	29	14.3	7	108.3	25	214	20
高知県	53.7	1	30.9	37	17.7	45	6.4	45	6.3	42	115.0	16	126	11
福岡県	37.0	6	31.7	34	23.5	27	33.0	4	11.8	13	137.0	2	608	4
佐賀県	39.9	3	29.8	43	24.5	19	20.9	13	3.8	47	118.8	10	119	8
長崎県	33.6	8	31.4	36	23.1	32	15.3	27	11.4	15	114.8	17	211	13
熊本県	37.0	7	31.5	35	24.1	22	22.1	12	9.0	26	123.6	8	272	3
大分県	18.3	32	30.7	40	26.1	14	37.8	2	11.2	16	124.1	7	180	7
宮崎県	25.3	15	32.1	29	19.5	44	37.3	3	4.6	46	118.9	9	168	9
鹿児島県	38.8	4	37.3	9	23.6	26	17.4	21	7.2	38	124.4	6	264	2
沖縄県	28.9	13	31.9	33	28.8	6	32.4	5	16.0	2	138.0	1	137	1

表5

都道府県別の療養病床数、介護保険施設等定員数
(75歳以上人口千人あたり)

※順位は、病床数・定員数の多いものを上位としたもの。

※下は、A～E計の順位にそって並べ替えたもの

	A		B		C		D		E		A～E計		75歳以上人口 (千人)	(参考) 65歳以上人口を用いた 場合のA～E計順位
	療養病床 (床)	順位	介護老人福祉施設定員 (人)	順位	介護老人保健施設定員 (人)	順位	有料老人ホーム定員 (人)	順位	サービス付き高齢者住宅定員 (戸)	順位		順位		
全国平均	21.8	-	33.2	-	22.9	-	20.2	-	10.4	-	108.5	-	15,603	
沖縄県	28.9	13	31.9	33	28.8	6	32.4	5	16.0	2	138.0	1	137	1
福岡県	37.0	6	31.7	34	23.5	27	33.0	4	11.8	13	137.0	2	608	4
山口県	44.6	2	32.1	31	21.7	40	18.2	19	13.6	11	130.1	3	223	5
石川県	29.9	11	44.0	1	27.1	11	18.7	15	8.7	29	128.3	4	149	10
徳島県	38.5	5	29.2	45	34.2	1	9.6	38	13.7	9	125.2	5	120	6
鹿児島県	38.8	4	37.3	9	23.6	26	17.4	21	7.2	38	124.4	6	264	2
大分県	18.3	32	30.7	40	26.1	14	37.8	2	11.2	16	124.1	7	180	7
熊本県	37.0	7	31.5	35	24.1	22	22.1	12	9.0	26	123.6	8	272	3
宮崎県	25.3	15	32.1	29	19.5	44	37.3	3	4.6	46	118.9	9	168	9
佐賀県	39.9	3	29.8	43	24.5	19	20.9	13	3.8	47	118.8	10	119	8
北海道	31.7	10	32.1	30	21.9	37	16.6	23	15.9	3	118.3	11	740	14
神奈川県	14.7	39	33.7	23	21.4	42	39.5	1	8.6	30	118.0	12	918	27
群馬県	19.7	25	35.6	16	24.3	21	22.8	11	15.3	4	117.8	13	250	18
大阪府	23.4	16	30.7	39	19.8	43	26.2	8	16.9	1	117.0	14	978	29
広島県	29.4	12	30.5	41	24.1	23	15.6	26	15.3	5	115.0	15	368	21
高知県	53.7	1	30.9	37	17.7	45	6.4	45	6.3	42	115.0	16	126	11
長崎県	33.6	8	31.4	36	23.1	32	15.3	27	11.4	15	114.8	17	211	13
埼玉県	17.4	34	36.0	12	22.9	34	23.8	10	12.9	12	113.0	18	699	39
鳥取県	20.0	22	33.4	26	34.1	2	11.9	31	13.7	10	113.0	19	90	12
富山県	33.3	9	35.7	14	29.3	4	5.7	47	8.4	32	112.5	20	156	22
和歌山県	20.0	21	37.7	7	23.1	31	16.1	25	14.1	8	111.0	21	149	19
青森県	15.3	37	30.0	42	26.9	12	27.0	6	10.4	20	109.6	22	197	16
岡山県	19.6	26	37.6	8	23.4	28	18.2	18	10.2	21	109.1	23	270	24
香川県	21.1	20	33.4	27	26.0	15	17.2	22	11.2	18	108.8	24	144	23
愛媛県	26.0	14	29.6	44	24.4	20	14.0	29	14.3	7	108.3	25	214	20
静岡県	22.5	17	34.8	19	24.8	17	18.3	17	7.5	36	108.0	26	472	28
福井県	21.6	19	42.5	3	27.3	10	6.0	46	10.0	22	107.4	27	115	17
茨城県	17.3	35	37.8	6	30.1	3	10.6	33	11.1	19	106.9	28	344	34
兵庫県	22.0	18	33.0	28	21.7	39	18.4	16	11.6	14	106.7	29	672	32
千葉県	14.9	38	30.8	38	21.7	38	26.7	7	9.9	23	104.1	30	658	42
三重県	18.7	30	35.4	17	26.2	13	8.5	39	14.9	6	103.8	31	240	31
島根県	18.8	29	40.3	5	22.7	35	12.2	30	9.3	25	103.4	32	123	15
奈良県	18.9	28	35.8	13	22.9	33	18.1	20	6.8	39	102.5	33	173	38
愛知県	18.9	27	29.0	46	23.4	30	20.8	14	8.5	31	100.6	34	750	43
新潟県	14.4	41	40.9	4	29.1	5	9.6	37	6.0	44	100.0	35	354	26
山形県	11.3	46	42.7	2	21.6	41	16.4	24	5.4	45	97.4	36	188	25
岩手県	13.9	43	36.3	11	28.5	8	10.5	34	6.4	41	95.7	37	203	30
山梨県	19.7	24	35.6	15	24.1	24	6.6	44	8.9	27	94.9	38	117	36
長野県	13.1	44	34.9	18	24.6	18	15.0	28	6.8	40	94.4	39	319	35
栃木県	18.1	33	33.5	24	23.4	29	7.6	43	11.2	17	93.8	40	233	41
京都府	19.7	23	33.8	22	22.1	36	9.8	35	8.2	33	93.6	41	323	45
岐阜県	14.3	42	36.5	10	23.7	25	9.6	36	8.2	34	92.3	42	265	44
宮城県	11.3	47	32.0	32	28.7	7	10.8	32	8.7	28	91.5	43	285	40
東京都	16.2	36	28.8	47	14.1	47	25.4	9	6.3	43	90.8	44	1,393	46
福島県	14.6	40	33.4	25	25.8	16	8.0	40	8.1	35	89.9	45	286	37
秋田県	12.7	45	34.5	21	27.3	9	7.8	42	7.5	37	89.8	46	187	33
滋賀県	18.3	31	34.5	20	17.5	46	7.8	41	9.6	24	87.7	47	153	47

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)			
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	
北海道	6医療圏	21医療圏 (対2010年指数)	5,508,419 (100.0)	4,961,637 (90.1)	4,191,370 (76.1)	1,362,458 (100.0)	1,718,409 (126.1)	1,709,295 (125.5)	673,402 (100.0)	1,026,654 (152.5)	1,052,496 (156.3)	
		道南	南渡島	402,525 (100.0)	333,448 (82.8)	260,233 (64.7)	110,787 (100.0)	122,223 (110.3)	108,787 (98.2)	55,781 (100.0)	71,920 (128.9)	65,118 (116.7)
			南檜山	26,282 (100.0)	19,126 (72.8)	13,061 (49.7)	8,624 (100.0)	8,448 (98.0)	6,429 (74.5)	4,603 (100.0)	5,158 (112.1)	4,235 (92.0)
			北渡島檜山	41,058 (100.0)	32,222 (78.5)	24,505 (59.7)	12,926 (100.0)	12,953 (100.2)	10,434 (80.7)	7,225 (100.0)	7,778 (107.7)	6,903 (95.5)
	道央	札幌	2,342,338 (100.0)	2,293,364 (97.9)	2,066,933 (88.2)	484,042 (100.0)	728,150 (150.4)	820,072 (169.4)	228,501 (100.0)	430,119 (188.2)	497,474 (217.7)	
		後志	232,940 (100.0)	183,571 (78.8)	136,791 (58.7)	71,911 (100.0)	72,271 (100.5)	60,045 (83.5)	37,615 (100.0)	44,268 (117.7)	36,651 (97.4)	
		南空知	181,886 (100.0)	144,999 (79.7)	109,303 (60.1)	55,978 (100.0)	59,309 (106.0)	50,338 (89.9)	29,481 (100.0)	36,393 (123.4)	32,642 (110.7)	
		中空知	118,662 (100.0)	91,602 (77.2)	66,971 (56.4)	39,183 (100.0)	38,812 (99.1)	31,072 (79.3)	20,382 (100.0)	24,465 (120.0)	20,168 (99.0)	
		北空知	35,706 (100.0)	27,113 (75.9)	19,239 (53.9)	12,729 (100.0)	12,528 (98.4)	9,826 (77.2)	6,834 (100.0)	8,164 (119.5)	6,672 (97.6)	
		西胆振	200,231 (100.0)	170,061 (84.9)	136,598 (68.2)	59,747 (100.0)	63,533 (106.3)	54,006 (90.4)	29,229 (100.0)	40,045 (137.0)	33,215 (113.6)	
		東胆振	216,058 (100.0)	197,344 (91.3)	168,979 (78.2)	50,437 (100.0)	64,877 (128.6)	62,916 (124.7)	23,842 (100.0)	37,372 (156.7)	37,573 (157.6)	
		日高	75,321 (100.0)	60,568 (80.4)	46,415 (61.6)	20,510 (100.0)	21,937 (107.0)	19,110 (93.2)	10,711 (100.0)	12,850 (120.0)	11,860 (110.7)	
		道北	上川中部	403,246 (100.0)	353,914 (87.8)	288,102 (71.4)	109,770 (100.0)	133,714 (121.8)	124,901 (113.8)	54,067 (100.0)	81,624 (151.0)	78,056 (144.4)
	上川北部		71,630 (100.0)	59,011 (82.4)	46,889 (65.5)	22,117 (100.0)	22,273 (100.7)	18,710 (84.6)	11,811 (100.0)	13,925 (117.9)	11,943 (101.1)	
	富良野		45,489 (100.0)	39,081 (85.9)	32,141 (70.7)	12,206 (100.0)	13,357 (109.4)	12,542 (102.8)	6,463 (100.0)	8,023 (124.1)	7,642 (118.2)	
	留萌		53,105 (100.0)	40,151 (75.6)	28,567 (53.8)	16,897 (100.0)	16,979 (100.5)	13,578 (80.4)	8,857 (100.0)	10,482 (118.3)	8,847 (99.9)	
	宗谷		73,447 (100.0)	59,908 (81.6)	46,508 (63.3)	19,374 (100.0)	21,663 (111.8)	18,783 (96.9)	9,876 (100.0)	12,456 (126.1)	11,774 (119.2)	
	オホーツク	北網	233,658 (100.0)	202,032 (86.5)	163,862 (70.1)	61,305 (100.0)	74,071 (120.8)	69,555 (113.5)	31,238 (100.0)	44,501 (142.5)	44,376 (142.1)	
		遠紋	76,351 (100.0)	60,635 (79.4)	45,905 (60.1)	23,431 (100.0)	23,849 (101.8)	19,833 (84.6)	12,332 (100.0)	14,560 (118.1)	12,738 (103.3)	
	十勝	十勝	348,597 (100.0)	317,110 (91.0)	272,361 (78.1)	86,982 (100.0)	108,226 (124.4)	108,714 (125.0)	43,662 (100.0)	64,569 (147.9)	67,876 (155.5)	
		釧路・根室	釧路	247,320 (100.0)	204,457 (82.7)	158,284 (64.0)	63,039 (100.0)	74,441 (118.1)	66,033 (104.7)	30,072 (100.0)	42,794 (142.3)	41,080 (136.6)
			根室	80,569 (100.0)	70,267 (87.2)	58,426 (72.5)	18,463 (100.0)	22,581 (122.3)	21,644 (117.2)	8,820 (100.0)	12,569 (142.5)	13,224 (149.9)
	青森県	6医療圏	1,373,839 (100.0)	1,161,851 (84.6)	932,364 (67.9)	354,788 (100.0)	415,942 (117.2)	387,704 (109.3)	180,926 (100.0)	237,746 (131.4)	240,676 (133.0)	
		津軽地域	305,342 (100.0)	258,423 (84.6)	208,632 (68.3)	81,017 (100.0)	90,581 (111.8)	83,109 (102.6)	42,140 (100.0)	51,676 (122.6)	51,137 (121.4)	
		八戸地域	335,415 (100.0)	290,563 (86.6)	237,823 (70.9)	82,476 (100.0)	102,616 (124.4)	99,233 (120.3)	40,489 (100.0)	58,502 (144.5)	61,318 (151.4)	
		青森地域	325,458 (100.0)	275,028 (84.5)	218,394 (67.1)	80,081 (100.0)	95,962 (119.8)	90,428 (112.9)	39,593 (100.0)	54,282 (137.1)	54,739 (138.3)	
		西北五地域	143,817 (100.0)	112,589 (78.3)	84,405 (58.7)	43,592 (100.0)	45,051 (103.3)	38,362 (88.0)	23,513 (100.0)	26,230 (111.6)	24,866 (105.8)	
上十三地域		183,764 (100.0)	158,286 (86.1)	129,992 (70.7)	46,452 (100.0)	56,442 (121.5)	53,376 (114.9)	24,166 (100.0)	32,533 (134.6)	33,829 (140.0)		
下北地域		79,543 (100.0)	66,542 (83.7)	52,782 (66.4)	20,670 (100.0)	24,709 (119.5)	22,657 (109.6)	10,525 (100.0)	13,873 (131.8)	14,130 (134.3)		

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
岩手県		9医療圏	1,330,947 (100.0)	1,140,480 (85.7)	938,624 (70.5)	362,768 (100.0)	404,929 (111.6)	373,424 (102.9)	193,712 (100.0)	235,193 (121.4)	234,662 (121.1)
		盛岡	481,699 (100.0)	441,523 (91.7)	382,024 (79.3)	109,149 (100.0)	140,277 (128.5)	143,452 (131.4)	55,464 (100.0)	79,399 (143.2)	87,853 (158.4)
		岩手中部	230,509 (100.0)	201,820 (87.6)	169,316 (73.5)	62,719 (100.0)	68,946 (109.9)	63,548 (101.3)	33,670 (100.0)	40,166 (119.3)	38,801 (115.2)
		胆江	141,071 (100.0)	120,791 (85.6)	99,876 (70.8)	40,374 (100.0)	43,603 (108.0)	38,964 (96.5)	22,210 (100.0)	25,322 (114.0)	24,738 (111.4)
		両磐	135,987 (100.0)	111,368 (81.9)	87,610 (64.4)	41,238 (100.0)	43,346 (105.1)	36,798 (89.2)	23,655 (100.0)	25,054 (105.9)	24,259 (102.6)
		気仙	70,227 (100.0)	54,397 (77.5)	41,268 (58.8)	23,097 (100.0)	22,610 (97.9)	19,315 (83.6)	12,472 (100.0)	13,982 (112.1)	12,639 (101.3)
		釜石	54,850 (100.0)	40,140 (73.2)	29,389 (53.6)	18,721 (100.0)	16,713 (89.3)	13,216 (70.6)	9,786 (100.0)	10,041 (102.6)	8,411 (85.9)
		宮古	92,694 (100.0)	71,507 (77.1)	53,425 (57.6)	29,686 (100.0)	29,269 (98.6)	23,699 (79.8)	15,488 (100.0)	17,731 (114.5)	15,245 (98.4)
		久慈	62,505 (100.0)	50,510 (80.8)	39,079 (62.5)	17,551 (100.0)	19,488 (111.0)	17,395 (99.1)	9,355 (100.0)	11,089 (118.5)	11,180 (119.5)
		二戸	60,605 (100.0)	47,769 (78.8)	36,117 (59.6)	19,433 (100.0)	19,829 (102.0)	16,285 (83.8)	10,812 (100.0)	11,479 (106.2)	10,643 (98.4)
宮城県		4医療圏	2,348,465 (100.0)	2,210,393 (94.1)	1,972,811 (84.0)	524,702 (100.0)	678,530 (129.3)	715,316 (136.3)	267,012 (100.0)	385,135 (144.2)	429,837 (161.0)
		仙南	183,679 (100.0)	159,606 (86.9)	132,652 (72.2)	48,666 (100.0)	58,011 (119.2)	52,820 (108.5)	27,034 (100.0)	33,081 (122.4)	34,216 (126.6)
		仙台	1,490,098 (100.0)	1,487,516 (99.8)	1,386,041 (93.0)	287,901 (100.0)	416,323 (144.6)	484,175 (168.2)	136,803 (100.0)	237,965 (173.9)	282,560 (206.5)
		大崎・栗原	285,721 (100.0)	242,465 (84.9)	197,315 (69.1)	79,016 (100.0)	87,894 (111.2)	75,841 (96.0)	45,256 (100.0)	47,950 (106.0)	48,623 (107.4)
		石巻・登米 ・気仙沼	388,667 (100.0)	320,534 (82.5)	256,569 (66.0)	108,819 (100.0)	115,927 (106.5)	102,107 (93.8)	57,619 (100.0)	65,737 (114.1)	63,997 (111.1)
秋田県		8医療圏	1,086,697 (100.0)	893,786 (82.2)	700,246 (64.4)	321,727 (100.0)	353,316 (109.8)	307,050 (95.4)	176,035 (100.0)	206,205 (117.1)	199,835 (113.5)
		大館・鹿角	119,473 (100.0)	96,716 (81.0)	75,337 (63.1)	38,596 (100.0)	38,844 (100.6)	32,223 (83.5)	20,899 (100.0)	23,413 (112.0)	20,909 (100.0)
		北秋田	39,114 (100.0)	28,555 (73.0)	19,876 (50.8)	14,472 (100.0)	13,514 (93.4)	9,975 (68.9)	8,180 (100.0)	8,318 (101.7)	6,972 (85.2)
		能代・山本	90,028 (100.0)	69,428 (77.1)	50,744 (56.4)	30,279 (100.0)	30,600 (101.1)	24,427 (80.7)	16,720 (100.0)	18,444 (110.3)	16,165 (96.7)
		秋田周辺	416,186 (100.0)	359,151 (86.3)	290,720 (69.9)	106,409 (100.0)	131,483 (123.6)	125,337 (117.8)	54,719 (100.0)	76,119 (139.1)	78,762 (143.9)
		由利本荘 ・にかほ	112,773 (100.0)	93,758 (83.1)	74,470 (66.0)	32,836 (100.0)	36,504 (111.2)	31,157 (94.9)	18,130 (100.0)	21,055 (116.1)	20,550 (113.3)
		大仙・仙北	139,543 (100.0)	111,415 (79.8)	85,463 (61.2)	44,699 (100.0)	46,048 (103.0)	37,299 (83.4)	25,503 (100.0)	26,655 (104.5)	24,988 (98.0)
		横手	98,367 (100.0)	80,422 (81.8)	63,466 (64.5)	30,880 (100.0)	32,630 (105.7)	27,247 (88.2)	17,832 (100.0)	18,635 (104.5)	18,089 (101.4)
		湯沢・雄勝	70,513 (100.0)	53,779 (76.3)	39,738 (56.4)	22,856 (100.0)	22,954 (100.4)	18,768 (82.1)	13,352 (100.0)	12,778 (95.7)	12,661 (94.8)
		山形県		4医療圏	1,169,224 (100.0)	1,006,104 (86.0)	835,762 (71.5)	322,989 (100.0)	359,137 (111.2)	328,841 (101.8)	180,898 (100.0)
村山	563,473 (100.0)			504,022 (89.4)	432,937 (76.8)	148,482 (100.0)	172,819 (116.4)	165,239 (111.3)	82,316 (100.0)	100,421 (122.0)	104,725 (127.2)
最上	84,319 (100.0)			67,536 (80.1)	52,572 (62.3)	24,816 (100.0)	26,545 (107.0)	22,257 (89.7)	14,319 (100.0)	14,646 (102.3)	15,028 (105.0)
置賜	226,989 (100.0)			190,869 (84.1)	156,405 (68.9)	63,729 (100.0)	67,573 (106.0)	60,450 (94.9)	36,275 (100.0)	38,523 (106.2)	38,456 (106.0)
庄内	294,143 (100.0)			243,423 (82.8)	193,640 (65.8)	85,662 (100.0)	91,871 (107.2)	80,599 (94.1)	47,688 (100.0)	53,182 (111.5)	51,326 (107.6)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
福島県		7医療圏	2,029,064 (100.0)	1,780,166 (87.7)	1,485,158 (73.2)	504,451 (100.0)	614,859 (121.9)	583,952 (115.8)	274,680 (100.0)	344,208 (125.3)	365,202 (133.0)
		県北	497,059			124,128					
		県中	551,745			121,257					
		県南	150,117			35,660					
		会津	262,051			76,461					
		南会津	29,893			11,018					
		相双	195,950			50,417					
		いわき	342,249			85,510					
茨城県		9医療圏	2,970,570 (100.0)	2,764,859 (93.1)	2,423,396 (81.6)	668,989 (100.0)	863,078 (129.0)	882,780 (132.0)	317,315 (100.0)	494,257 (155.8)	514,480 (162.1)
		水戸	474,770 (100.0)	447,379 (94.2)	398,117 (83.9)	109,127 (100.0)	139,210 (127.6)	146,075 (133.9)	54,307 (100.0)	80,487 (148.2)	86,695 (159.6)
		日立	271,172 (100.0)	235,892 (87.0)	192,453 (71.0)	68,924 (100.0)	80,679 (117.1)	77,376 (112.3)	31,301 (100.0)	48,176 (153.9)	46,179 (147.5)
		常陸大田・ ひたちなか	370,239 (100.0)	341,119 (92.1)	298,826 (80.7)	90,376 (100.0)	110,698 (122.5)	115,045 (127.3)	44,901 (100.0)	64,185 (142.9)	67,589 (150.5)
		鹿行	279,189 (100.0)	259,918 (93.1)	228,049 (81.7)	61,395 (100.0)	80,210 (130.6)	79,099 (128.8)	29,052 (100.0)	43,628 (150.2)	45,493 (156.6)
		土浦	267,079 (100.0)	244,151 (91.4)	209,303 (78.4)	62,590 (100.0)	79,143 (126.4)	79,840 (127.6)	29,815 (100.0)	46,650 (156.5)	47,011 (157.7)
		つくば	324,371 (100.0)	334,161 (103.0)	323,255 (99.7)	59,308 (100.0)	84,109 (141.8)	100,038 (168.7)	28,521 (100.0)	47,225 (165.6)	54,751 (192.0)
		取手・ 竜ヶ崎	473,930 (100.0)	448,887 (94.7)	392,725 (82.9)	101,502 (100.0)	142,011 (139.9)	143,824 (141.7)	41,896 (100.0)	82,514 (196.9)	82,439 (196.8)
		筑西・下妻	274,787 (100.0)	241,947 (88.0)	202,409 (73.7)	64,421 (100.0)	79,615 (123.6)	75,686 (117.5)	33,343 (100.0)	43,765 (131.3)	45,280 (135.8)
		古河・坂東	234,233 (100.0)	210,661 (89.9)	177,607 (75.8)	50,546 (100.0)	66,373 (131.3)	64,739 (128.1)	23,379 (100.0)	36,382 (155.6)	37,746 (161.5)
		栃木県		6医療圏	2,008,183 (100.0)	1,867,655 (93.0)	1,643,775 (81.9)	443,470 (100.0)	576,131 (129.9)	597,148 (134.7)	218,564 (100.0)
県北	393,065 (100.0)			364,184 (92.7)	320,378 (81.5)	88,013 (100.0)	116,579 (132.5)	119,287 (135.5)	45,694 (100.0)	63,762 (139.5)	71,512 (156.5)
県西	192,414 (100.0)			168,575 (87.6)	140,299 (72.9)	48,766 (100.0)	57,900 (118.7)	56,129 (115.1)	25,368 (100.0)	33,038 (130.2)	33,907 (133.7)
宇都宮	511,739 (100.0)			503,047 (98.3)	464,117 (90.7)	101,612 (100.0)	140,255 (138.0)	160,174 (157.6)	46,449 (100.0)	80,407 (173.1)	89,447 (192.6)
県東	149,779 (100.0)			136,092 (90.9)	118,492 (79.1)	33,012 (100.0)	43,339 (131.3)	42,344 (128.3)	17,864 (100.0)	23,247 (130.1)	26,007 (145.6)
県南	484,907 (100.0)			454,501 (93.7)	401,261 (82.8)	102,561 (100.0)	137,386 (134.0)	142,382 (138.8)	48,840 (100.0)	75,321 (154.2)	82,113 (168.1)
両毛	275,779 (100.0)			240,793 (87.3)	198,821 (72.1)	69,006 (100.0)	80,018 (116.0)	76,157 (110.4)	33,849 (100.0)	46,585 (137.6)	43,964 (129.9)

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位:人)			人口 65歳以上 (単位:人)			人口 75歳以上 (単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
群馬県		10医療圏	2,008,968 (100.0)	1,858,708 (92.5)	1,630,652 (81.2)	474,452 (100.0)	582,754 (122.8)	597,490 (125.9)	235,366 (100.0)	345,147 (146.6)	346,549 (147.2)
		前橋	340,291 (100.0)	317,897 (93.4)	280,179 (82.3)	80,171 (100.0)	100,226 (125.0)	104,455 (130.3)	39,835 (100.0)	59,907 (150.4)	61,769 (155.1)
		高崎・安中	432,379 (100.0)	413,783 (95.7)	373,864 (86.5)	101,696 (100.0)	127,189 (125.1)	134,847 (132.6)	49,813 (100.0)	76,519 (153.6)	77,467 (155.5)
		渋川	117,501 (100.0)	106,385 (90.5)	91,425 (77.8)	28,845 (100.0)	35,795 (124.1)	34,962 (121.2)	14,669 (100.0)	20,710 (141.2)	21,388 (145.8)
		藤岡	71,633 (100.0)	63,687 (88.9)	53,410 (74.6)	18,083 (100.0)	21,804 (120.6)	21,137 (116.9)	9,147 (100.0)	12,917 (141.2)	12,650 (138.3)
		富岡	77,022 (100.0)	64,815 (84.2)	52,124 (67.7)	22,224 (100.0)	25,110 (113.0)	22,677 (102.0)	12,278 (100.0)	14,958 (121.8)	14,561 (118.6)
		吾妻	61,109 (100.0)	49,068 (80.3)	37,581 (61.5)	19,042 (100.0)	20,318 (106.7)	17,669 (92.8)	10,570 (100.0)	12,145 (114.9)	11,559 (109.4)
		沼田	89,032 (100.0)	74,302 (83.5)	59,825 (67.2)	25,444 (100.0)	28,203 (110.8)	25,351 (99.6)	14,352 (100.0)	16,304 (113.6)	16,308 (113.6)
		伊勢崎	244,757 (100.0)	240,208 (98.1)	223,149 (91.2)	48,511 (100.0)	64,055 (132.0)	73,461 (151.4)	23,274 (100.0)	36,560 (157.1)	40,171 (172.6)
		桐生	173,603 (100.0)	148,925 (85.8)	120,873 (69.6)	46,350 (100.0)	51,090 (110.2)	47,962 (103.5)	22,765 (100.0)	31,292 (137.5)	27,714 (121.7)
		太田・館林	400,741 (100.0)	378,838 (94.5)	337,544 (84.2)	83,186 (100.0)	107,896 (129.7)	113,919 (136.9)	37,763 (100.0)	62,604 (165.8)	61,731 (163.5)
埼玉県		10医療圏	7,195,456 (100.0)	6,991,918 (97.2)	6,305,390 (87.6)	1,471,152 (100.0)	1,983,711 (134.8)	2,202,986 (149.7)	590,078 (100.0)	1,178,578 (199.7)	1,199,872 (203.3)
		南部	756,087 (100.0)	765,610 (101.3)	722,948 (95.6)	140,746 (100.0)	180,000 (127.9)	223,617 (158.9)	55,692 (100.0)	105,676 (189.8)	110,492 (198.4)
		南西部	689,961 (100.0)	698,833 (101.3)	658,180 (95.4)	132,521 (100.0)	176,258 (133.0)	216,395 (163.3)	50,030 (100.0)	108,489 (216.8)	111,817 (223.5)
		東部	1,118,182 (100.0)	1,088,980 (97.4)	975,469 (87.2)	223,322 (100.0)	305,697 (136.9)	341,159 (152.8)	77,575 (100.0)	187,072 (241.1)	178,751 (230.4)
		さいたま	1,222,434 (100.0)	1,240,702 (101.5)	1,168,491 (95.6)	235,360 (100.0)	323,951 (137.6)	394,935 (167.8)	98,514 (100.0)	190,612 (193.5)	211,494 (214.7)
		県央	529,658 (100.0)	510,256 (96.3)	453,143 (85.6)	110,635 (100.0)	150,626 (136.1)	162,588 (147.0)	41,613 (100.0)	89,958 (216.2)	88,837 (213.5)
		川越比企	799,470 (100.0)	761,534 (95.3)	671,417 (84.0)	169,873 (100.0)	232,854 (137.1)	239,760 (141.1)	67,973 (100.0)	137,508 (202.3)	134,652 (198.1)
		西部	788,545 (100.0)	753,821 (95.6)	665,211 (84.4)	168,219 (100.0)	233,856 (139.0)	250,676 (149.0)	67,541 (100.0)	141,968 (210.2)	145,730 (215.8)
		利根	659,459 (100.0)	604,461 (91.7)	510,384 (77.4)	144,841 (100.0)	197,566 (136.4)	192,328 (132.8)	61,005 (100.0)	113,085 (185.4)	111,728 (183.1)
		北部	522,534 (100.0)	477,922 (91.5)	409,173 (78.3)	114,532 (100.0)	149,433 (130.5)	151,357 (132.2)	53,212 (100.0)	83,992 (157.8)	86,865 (163.2)
		秩父	108,226 (100.0)	88,927 (82.2)	70,191 (64.9)	30,203 (100.0)	32,255 (106.8)	28,826 (95.4)	16,023 (100.0)	18,405 (114.9)	17,665 (110.2)
千葉県		9医療圏	6,217,089 (100.0)	5,987,768 (96.3)	5,358,832 (86.2)	1,340,093 (100.0)	1,798,796 (134.2)	1,957,540 (146.1)	563,492 (100.0)	1,083,621 (192.3)	1,096,773 (194.6)
		千葉	961,749 (100.0)	966,503 (100.5)	886,472 (92.2)	205,941 (100.0)	294,069 (142.8)	332,845 (161.6)	80,830 (100.0)	184,110 (227.8)	187,747 (232.3)
		東葛南部	1,710,000 (100.0)	1,692,211 (99.0)	1,568,300 (91.7)	324,059 (100.0)	437,841 (135.1)	534,184 (164.8)	126,160 (100.0)	266,302 (211.1)	278,533 (220.8)
		東葛北部	1,341,961 (100.0)	1,321,842 (98.5)	1,199,242 (89.4)	284,655 (100.0)	388,617 (136.5)	431,184 (151.5)	112,694 (100.0)	240,149 (213.1)	239,493 (212.5)
		印旛	704,476 (100.0)	686,101 (97.4)	614,625 (87.2)	139,807 (100.0)	208,390 (149.1)	219,176 (156.8)	56,309 (100.0)	117,799 (209.2)	124,581 (221.2)
		香取海匝	299,558 (100.0)	247,264 (82.5)	193,353 (64.5)	81,813 (100.0)	90,932 (111.1)	79,984 (97.8)	43,300 (100.0)	51,505 (118.9)	49,303 (113.9)
		山武長生夷隅	455,111 (100.0)	398,473 (87.6)	326,381 (71.7)	121,189 (100.0)	149,574 (123.4)	139,277 (114.9)	60,511 (100.0)	87,169 (144.1)	86,311 (142.6)
		安房	136,110 (100.0)	114,000 (83.8)	91,013 (66.9)	46,168 (100.0)	48,217 (104.4)	40,583 (87.9)	25,046 (100.0)	30,426 (121.5)	25,720 (102.7)
		君津	326,908 (100.0)	298,648 (91.4)	253,697 (77.6)	76,534 (100.0)	98,106 (128.2)	96,634 (126.3)	34,111 (100.0)	57,822 (169.5)	56,574 (165.9)
		市原	280,416 (100.0)	261,985 (93.4)	225,108 (80.3)	59,127 (100.0)	82,019 (138.7)	82,611 (139.7)	23,731 (100.0)	46,924 (197.7)	47,099 (198.5)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位：人)			人口 65歳以上 (単位：人)			人口 75歳以上 (単位：人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
東京都		13医療圏	13,160,588 (100.0)	13,179,869 (100.1)	12,308,755 (93.5)	2,680,466 (100.0)	3,323,967 (124.0)	4,119,401 (153.7)	1,235,285 (100.0)	1,979,350 (160.2)	2,141,179 (173.3)
		区中央部	757,562 (100.0)	795,712 (105.0)	758,202 (100.1)	144,205 (100.0)	175,335 (121.6)	248,378 (172.2)	69,646 (100.0)	100,372 (144.1)	116,946 (167.9)
		区南部	1,058,675 (100.0)	1,074,021 (101.4)	1,016,459 (96.0)	212,116 (100.0)	257,518 (121.4)	318,965 (150.4)	98,201 (100.0)	150,835 (153.6)	158,418 (161.3)
		区西南部	1,349,960 (100.0)	1,361,068 (100.8)	1,281,960 (95.0)	253,427 (100.0)	313,972 (123.9)	418,983 (165.3)	125,994 (100.0)	184,719 (146.6)	215,734 (171.2)
		区西部	1,190,628 (100.0)	1,164,925 (97.8)	1,067,142 (89.6)	249,524 (100.0)	305,291 (122.3)	372,670 (149.4)	122,872 (100.0)	184,325 (150.0)	199,846 (162.6)
		区西北部	1,872,170 (100.0)	1,901,726 (101.6)	1,771,023 (94.6)	387,534 (100.0)	506,287 (130.6)	631,409 (162.9)	183,791 (100.0)	303,812 (165.3)	339,650 (184.8)
		区東北部	1,329,308 (100.0)	1,243,907 (93.6)	1,098,218 (82.6)	293,580 (100.0)	329,439 (112.2)	373,140 (127.1)	130,018 (100.0)	197,230 (151.7)	189,879 (146.0)
		区東部	1,387,392 (100.0)	1,432,511 (103.3)	1,402,683 (101.1)	264,078 (100.0)	304,877 (115.4)	404,762 (153.3)	111,560 (100.0)	176,385 (158.1)	190,519 (170.8)
		西多摩	395,785 (100.0)	361,840 (91.4)	310,059 (78.3)	90,491 (100.0)	111,621 (123.4)	116,918 (129.2)	40,893 (100.0)	66,326 (162.2)	65,710 (160.7)
		南多摩	1,419,575 (100.0)	1,441,077 (101.5)	1,353,199 (95.3)	296,026 (100.0)	394,817 (133.4)	466,146 (157.5)	124,397 (100.0)	240,831 (193.6)	251,698 (202.3)
		北多摩西部	641,246 (100.0)	638,003 (99.5)	590,212 (92.0)	131,728 (100.0)	170,607 (129.5)	201,920 (153.3)	57,668 (100.0)	101,490 (176.0)	107,803 (186.9)
		北多摩南部	1,001,519 (100.0)	1,016,764 (101.5)	965,375 (96.4)	190,528 (100.0)	249,271 (130.8)	324,757 (170.5)	91,373 (100.0)	148,541 (162.6)	171,992 (188.2)
		北多摩北部	727,753 (100.0)	723,675 (99.4)	674,402 (92.7)	157,858 (100.0)	194,724 (123.4)	232,048 (147.0)	73,249 (100.0)	117,531 (160.5)	126,411 (172.6)
		島しょ	27,815 (100.0)	23,443 (84.3)	18,707 (67.3)	8,171 (100.0)	8,720 (106.7)	7,467 (91.4)	4,423 (100.0)	5,029 (113.7)	4,498 (101.7)
神奈川県		11医療圏	9,049,331 (100.0)	9,010,662 (99.6)	8,344,416 (92.2)	1,831,010 (100.0)	2,449,249 (133.8)	2,920,526 (159.5)	794,517 (100.0)	1,487,247 (187.2)	1,594,399 (200.7)
		横浜北部	1,518,277 (100.0)	1,608,309 (105.9)	1,575,909 (103.8)	259,007 (100.0)	386,205 (149.1)	526,090 (203.1)	114,930 (100.0)	227,968 (198.4)	283,720 (246.9)
		横浜西部	1,109,522 (100.0)	1,088,394 (98.1)	991,686 (89.4)	243,736 (100.0)	318,461 (130.7)	369,807 (151.7)	108,273 (100.0)	200,648 (185.3)	209,489 (193.5)
		横浜南部	1,060,974 (100.0)	1,017,084 (95.9)	899,242 (84.8)	238,472 (100.0)	309,005 (129.6)	342,312 (143.5)	104,535 (100.0)	191,071 (182.8)	193,034 (184.7)
		川崎北部	820,047 (100.0)	878,812 (107.2)	868,173 (105.9)	134,179 (100.0)	203,284 (151.5)	282,936 (210.9)	57,995 (100.0)	120,126 (207.1)	149,523 (257.8)
		川崎南部	605,465 (100.0)	623,803 (103.0)	607,414 (100.3)	106,085 (100.0)	130,200 (122.7)	171,475 (161.6)	48,105 (100.0)	75,080 (156.1)	82,869 (172.3)
		横須賀・三浦	732,059 (100.0)	666,951 (91.1)	569,572 (77.8)	193,143 (100.0)	216,902 (112.3)	220,241 (114.0)	90,643 (100.0)	137,646 (151.9)	123,338 (136.1)
		湘南東部	692,410 (100.0)	695,166 (100.4)	649,635 (93.8)	141,166 (100.0)	184,624 (130.8)	220,655 (156.3)	60,572 (100.0)	111,714 (184.4)	117,373 (193.8)
		湘南西部	594,518 (100.0)	571,974 (96.2)	508,511 (85.5)	126,574 (100.0)	172,569 (136.3)	186,502 (147.3)	53,400 (100.0)	104,268 (195.3)	105,770 (198.1)
		県央	838,464 (100.0)	823,140 (98.2)	747,152 (89.1)	160,095 (100.0)	222,568 (139.0)	256,862 (160.4)	60,061 (100.0)	132,921 (221.3)	135,904 (226.3)
		相模原	717,544 (100.0)	711,310 (99.1)	650,993 (90.7)	139,040 (100.0)	198,298 (142.6)	236,252 (169.9)	54,341 (100.0)	119,561 (220.0)	130,498 (240.1)
		県西	359,051 (100.0)	324,724 (90.4)	275,208 (76.6)	88,513 (100.0)	105,788 (119.5)	105,775 (119.5)	40,662 (100.0)	64,341 (158.2)	60,832 (149.6)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位：人)			人口 65歳以上 (単位：人)			人口 75歳以上 (単位：人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			新潟県	7医療圏	2,375,050 (100.0)	2,112,999 (89.0)	1,791,358 (75.4)	624,554 (100.0)	725,288 (116.1)	694,148 (111.1)	335,482 (100.0)
	下越	219,581 (100.0)	185,626 (84.5)	150,333 (68.5)	62,072 (100.0)	68,297 (110.0)	60,359 (97.2)	34,445 (100.0)	39,557 (114.8)	37,982 (110.3)	
	新潟	925,314 (100.0)	855,268 (92.4)	745,491 (80.6)	221,627 (100.0)	275,564 (124.3)	280,741 (126.7)	113,819 (100.0)	162,632 (142.9)	168,673 (148.2)	
	県央	235,303 (100.0)	207,003 (88.0)	172,420 (73.3)	61,302 (100.0)	71,332 (116.4)	67,829 (110.6)	31,257 (100.0)	41,610 (133.1)	40,830 (130.6)	
	中越	464,294 (100.0)	412,810 (88.9)	350,067 (75.4)	121,819 (100.0)	140,616 (115.4)	134,197 (110.2)	66,052 (100.0)	82,504 (124.9)	82,049 (124.2)	
	魚沼	180,173 (100.0)	152,483 (84.6)	125,003 (69.4)	53,576 (100.0)	59,261 (110.6)	52,190 (97.4)	31,150 (100.0)	34,815 (111.8)	34,824 (111.8)	
	上越	287,058 (100.0)	250,506 (87.3)	210,495 (73.3)	80,456 (100.0)	88,546 (110.1)	81,850 (101.7)	44,204 (100.0)	52,544 (118.9)	50,450 (114.1)	
	佐渡	62,727 (100.0)	48,777 (77.8)	37,109 (59.2)	23,102 (100.0)	20,985 (90.8)	16,338 (70.7)	13,955 (100.0)	13,247 (94.9)	10,975 (78.6)	
富山県	4医療圏	1,093,547 (100.0)	986,157 (90.2)	841,658 (77.0)	286,556 (100.0)	332,075 (115.9)	323,511 (112.9)	147,912 (100.0)	205,963 (139.2)	189,948 (128.4)	
	新川	127,644 (100.0)	111,170 (87.1)	91,908 (72.0)	36,118 (100.0)	39,670 (109.8)	37,139 (102.8)	19,163 (100.0)	24,974 (130.3)	22,366 (116.7)	
	富山	508,027 (100.0)	472,771 (93.1)	415,550 (81.8)	125,478 (100.0)	149,015 (118.8)	152,588 (121.6)	62,667 (100.0)	91,504 (146.0)	86,862 (138.6)	
	高岡	321,375 (100.0)	283,228 (88.1)	235,313 (73.2)	86,099 (100.0)	99,264 (115.3)	93,197 (108.2)	43,980 (100.0)	61,886 (140.7)	54,942 (124.9)	
	砺波	136,201 (100.0)	118,720 (87.2)	98,660 (72.4)	38,561 (100.0)	43,782 (113.5)	40,254 (104.4)	21,802 (100.0)	27,182 (124.7)	25,398 (116.5)	
石川県	4医療圏	1,170,088 (100.0)	1,096,443 (93.7)	974,606 (83.3)	277,854 (100.0)	342,159 (123.1)	351,468 (126.5)	141,517 (100.0)	207,991 (147.0)	204,955 (144.8)	
	南加賀	235,147 (100.0)	218,368 (92.9)	192,947 (82.1)	56,873 (100.0)	67,339 (118.4)	68,609 (120.6)	28,185 (100.0)	41,808 (148.3)	39,246 (139.2)	
	石川中央	723,223 (100.0)	712,603 (98.5)	658,916 (91.1)	149,509 (100.0)	201,919 (135.1)	225,900 (151.1)	73,179 (100.0)	120,567 (164.8)	128,129 (175.1)	
	能登中部	135,960 (100.0)	110,893 (81.6)	85,618 (63.0)	41,488 (100.0)	45,179 (108.9)	37,612 (90.7)	22,530 (100.0)	27,852 (123.6)	24,039 (106.7)	
	能登北部	75,458 (100.0)	54,306 (72.0)	36,889 (48.9)	29,684 (100.0)	27,360 (92.2)	18,985 (64.0)	17,323 (100.0)	17,327 (100.0)	13,120 (75.7)	
福井県	4医療圏	806,614 (100.0)	731,295 (90.7)	633,460 (78.5)	203,527 (100.0)	240,313 (118.1)	237,854 (116.9)	109,179 (100.0)	143,128 (131.1)	145,300 (133.1)	
	福井・坂井	409,332 (100.0)	377,935 (92.3)	331,206 (80.9)	99,778 (100.0)	122,052 (122.3)	124,692 (125.0)	52,210 (100.0)	73,145 (140.1)	75,548 (144.7)	
	奥越	60,757 (100.0)	49,295 (81.1)	38,304 (63.0)	18,437 (100.0)	19,564 (106.1)	16,339 (88.6)	10,462 (100.0)	11,566 (110.6)	10,882 (104.0)	
	丹南	190,821 (100.0)	174,588 (91.5)	153,399 (80.4)	47,319 (100.0)	55,610 (117.5)	55,439 (117.2)	25,532 (100.0)	33,246 (130.2)	33,555 (131.4)	
	嶺南	145,404 (100.0)	129,212 (88.9)	110,327 (75.9)	37,693 (100.0)	42,741 (113.4)	41,053 (108.9)	20,675 (100.0)	24,790 (119.9)	24,935 (120.6)	
山梨県	4医療圏	863,375 (100.0)	776,167 (89.9)	666,369 (77.2)	213,110 (100.0)	252,792 (118.6)	258,939 (121.5)	111,203 (100.0)	148,950 (133.9)	155,048 (139.4)	
	中北	473,854 (100.0)	443,143 (93.5)	392,894 (82.9)	110,078 (100.0)	136,178 (123.7)	146,340 (132.9)	55,863 (100.0)	80,603 (144.3)	85,461 (153.0)	
	峡東	141,288 (100.0)	123,472 (87.4)	102,833 (72.8)	37,311 (100.0)	42,803 (114.7)	42,308 (113.4)	19,784 (100.0)	25,587 (129.3)	25,522 (129.0)	
	峡南	58,137 (100.0)	45,139 (77.6)	34,138 (58.7)	19,587 (100.0)	18,948 (96.7)	16,077 (82.1)	11,624 (100.0)	11,661 (100.3)	10,699 (92.0)	
	富士・東部	189,796 (100.0)	164,154 (86.5)	136,290 (71.8)	45,834 (100.0)	54,528 (119.0)	53,886 (117.6)	23,632 (100.0)	30,725 (130.0)	32,992 (139.6)	

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
長野県		10医療圏	2,153,349 (100.0)	1,938,416 (90.0)	1,669,087 (77.5)	571,758 (100.0)	643,912 (112.6)	641,915 (112.3)	306,154 (100.0)	392,829 (128.3)	382,973 (125.1)
		佐久	213,724 (100.0)	196,169 (91.8)	172,587 (80.8)	56,338 (100.0)	65,583 (116.4)	66,416 (117.9)	31,221 (100.0)	38,695 (123.9)	40,445 (129.5)
		上小	201,682 (100.0)	179,612 (89.1)	152,170 (75.5)	53,438 (100.0)	61,270 (114.7)	60,440 (113.1)	28,595 (100.0)	37,118 (129.8)	36,543 (127.8)
		諏訪	204,875 (100.0)	182,709 (89.2)	155,069 (75.7)	54,967 (100.0)	60,790 (110.6)	59,431 (108.1)	27,766 (100.0)	38,454 (138.5)	34,663 (124.8)
		上伊那	190,402 (100.0)	174,568 (91.7)	153,548 (80.6)	49,936 (100.0)	56,485 (113.1)	56,792 (113.7)	26,799 (100.0)	34,234 (127.7)	33,695 (125.7)
		飯伊	169,504 (100.0)	148,924 (87.9)	127,626 (75.3)	50,124 (100.0)	52,313 (104.4)	48,966 (97.7)	28,640 (100.0)	32,055 (111.9)	30,618 (106.9)
		木曾	31,042 (100.0)	23,877 (76.9)	17,764 (57.2)	11,109 (100.0)	10,276 (92.5)	8,099 (72.9)	6,385 (100.0)	6,501 (101.8)	5,397 (84.5)
		松本	430,447 (100.0)	403,013 (93.6)	359,682 (83.6)	105,697 (100.0)	122,240 (115.7)	130,167 (123.2)	55,151 (100.0)	74,757 (135.5)	74,355 (134.8)
		大北	62,649 (100.0)	52,366 (83.6)	41,689 (66.5)	18,333 (100.0)	20,036 (109.3)	18,454 (100.7)	10,032 (100.0)	12,484 (124.4)	11,482 (114.5)
		長野	554,256 (100.0)	497,646 (89.8)	424,425 (76.6)	143,471 (100.0)	164,941 (115.0)	166,300 (115.9)	75,002 (100.0)	100,347 (133.8)	98,497 (131.3)
		北信	93,868 (100.0)	78,739 (83.9)	63,855 (68.0)	27,445 (100.0)	28,986 (105.6)	25,887 (94.3)	15,663 (100.0)	17,056 (108.9)	16,198 (103.4)
岐阜県		5医療圏	2,081,173 (100.0)	1,908,184 (91.7)	1,659,842 (79.8)	502,190 (100.0)	598,316 (119.1)	600,711 (119.6)	245,512 (100.0)	359,434 (146.4)	350,773 (142.9)
		岐阜	807,571 (100.0)	765,662 (94.8)	685,185 (84.8)	182,433 (100.0)	219,510 (120.3)	232,694 (127.6)	83,013 (100.0)	131,718 (158.7)	127,560 (153.7)
		西濃	385,021 (100.0)	350,130 (90.9)	302,553 (78.6)	90,291 (100.0)	108,593 (120.3)	107,817 (119.4)	43,860 (100.0)	63,711 (145.3)	62,597 (142.7)
		中濃	382,570 (100.0)	352,118 (92.0)	307,865 (80.5)	92,123 (100.0)	114,745 (124.6)	113,537 (123.2)	47,562 (100.0)	68,024 (143.0)	69,499 (146.1)
		東濃	348,085 (100.0)	306,542 (88.1)	255,843 (73.5)	90,441 (100.0)	105,368 (116.5)	101,015 (111.7)	45,780 (100.0)	63,876 (139.5)	62,091 (135.6)
		飛騨	157,526 (100.0)	133,366 (84.7)	108,079 (68.6)	46,502 (100.0)	49,618 (106.7)	45,166 (97.1)	24,897 (100.0)	31,519 (126.6)	28,448 (114.3)
		8医療圏	3,765,707 (100.0)	3,480,959 (92.4)	3,035,888 (80.6)	897,651 (100.0)	1,102,113 (122.8)	1,123,972 (125.2)	432,636 (100.0)	655,635 (151.5)	657,643 (152.0)
静岡県		加茂	73,713 (100.0)	57,954 (78.6)	42,795 (58.1)	26,022 (100.0)	26,134 (100.4)	20,745 (79.7)	13,452 (100.0)	16,733 (124.4)	13,161 (97.8)
		熱海伊東	111,048 (100.0)	92,272 (83.1)	70,746 (63.7)	38,995 (100.0)	40,844 (104.7)	35,008 (89.8)	18,149 (100.0)	26,895 (148.2)	21,151 (116.5)
		駿東田方	673,454 (100.0)	623,116 (92.5)	544,853 (80.9)	155,182 (100.0)	188,680 (121.6)	195,775 (126.2)	71,688 (100.0)	111,290 (155.2)	110,557 (154.2)
		富士	386,028 (100.0)	362,643 (93.9)	320,945 (83.1)	85,279 (100.0)	108,128 (126.8)	113,767 (133.4)	38,523 (100.0)	62,468 (162.2)	64,283 (166.9)
		静岡	716,197 (100.0)	652,514 (91.1)	558,931 (78.0)	176,830 (100.0)	207,619 (117.4)	209,470 (118.5)	83,652 (100.0)	126,176 (150.8)	120,612 (144.2)
		志太榛原	472,584 (100.0)	438,727 (92.8)	384,241 (81.3)	115,084 (100.0)	142,289 (123.6)	142,021 (123.4)	56,892 (100.0)	84,228 (148.0)	84,817 (149.1)
		中東遠	471,010 (100.0)	442,880 (94.0)	393,809 (83.6)	103,266 (100.0)	138,396 (134.0)	141,783 (137.3)	53,163 (100.0)	78,630 (147.9)	86,545 (162.8)
		西部	860,973 (100.0)	810,227 (94.1)	719,039 (83.5)	196,293 (100.0)	249,194 (127.0)	264,595 (134.8)	96,417 (100.0)	148,178 (153.7)	155,525 (161.3)

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位：人)			人口 65歳以上 (単位：人)			人口 75歳以上 (単位：人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
愛知県		12医療圏	7,411,819 (100.0)	7,349,216 (99.2)	6,856,636 (92.5)	1,507,073 (100.0)	1,944,738 (129.0)	2,220,816 (147.4)	660,995 (100.0)	1,167,954 (176.7)	1,205,225 (182.3)
		名古屋	2,263,894 (100.0)	2,247,647 (99.3)	2,088,107 (92.2)	481,004 (100.0)	617,541 (128.4)	713,029 (148.2)	219,812 (100.0)	376,891 (171.5)	397,259 (180.7)
		海部	331,326 (100.0)	315,544 (95.2)	282,567 (85.3)	72,415 (100.0)	87,587 (121.0)	95,238 (131.5)	29,324 (100.0)	54,023 (184.2)	49,601 (169.1)
		尾張中部	161,733 (100.0)	166,044 (102.7)	160,280 (99.1)	32,671 (100.0)	39,934 (122.2)	45,985 (140.8)	12,626 (100.0)	24,709 (195.7)	22,771 (180.4)
		尾張東部	461,219 (100.0)	474,542 (102.9)	456,764 (99.0)	90,525 (100.0)	120,027 (132.6)	143,954 (159.0)	37,354 (100.0)	73,343 (196.3)	75,993 (203.4)
		尾張西部	515,008 (100.0)	494,710 (96.1)	447,403 (86.9)	112,789 (100.0)	137,451 (121.9)	150,728 (133.6)	47,264 (100.0)	83,241 (176.1)	79,971 (169.2)
		尾張北部	730,973 (100.0)	718,415 (98.3)	661,337 (90.5)	151,073 (100.0)	192,086 (127.1)	214,504 (142.0)	60,007 (100.0)	118,470 (197.4)	112,653 (187.7)
		知多半島	614,794 (100.0)	612,917 (99.7)	577,457 (93.9)	124,470 (100.0)	156,954 (126.1)	175,473 (141.0)	53,351 (100.0)	93,367 (175.0)	93,181 (174.7)
		西三河北部	481,585 (100.0)	492,104 (102.2)	472,773 (98.2)	78,334 (100.0)	116,031 (148.1)	139,375 (177.9)	31,651 (100.0)	66,429 (209.9)	74,440 (235.2)
		西三河南部東	410,287 (100.0)	414,317 (101.0)	394,398 (96.1)	73,709 (100.0)	104,387 (141.6)	122,870 (166.7)	33,257 (100.0)	58,819 (176.9)	66,943 (201.3)
		西三河南部西	674,213 (100.0)	685,700 (101.7)	660,648 (98.0)	120,676 (100.0)	161,553 (133.9)	195,504 (162.0)	54,878 (100.0)	92,781 (169.1)	103,525 (188.6)
		東三河北部	60,726 (100.0)	50,004 (82.3)	39,635 (65.3)	18,947 (100.0)	20,115 (106.2)	17,137 (90.4)	10,828 (100.0)	12,125 (112.0)	11,372 (105.0)
		東三河南部	704,961 (100.0)	676,191 (95.9)	614,263 (87.1)	149,360 (100.0)	189,663 (127.0)	205,426 (137.5)	69,543 (100.0)	111,792 (160.8)	115,521 (166.1)
		三重県		4医療圏	1,855,024 (100.0)	1,714,799 (92.4)	1,507,897 (81.3)	450,666 (100.0)	528,343 (117.2)	542,775 (120.4)	223,100 (100.0)
北勢	840,179 (100.0)			820,324 (97.6)	755,484 (89.9)	177,310 (100.0)	221,625 (125.0)	249,778 (140.9)	81,606 (100.0)	129,743 (159.0)	134,548 (164.9)
中勢伊賀	463,237 (100.0)			420,574 (90.8)	361,935 (78.1)	115,615 (100.0)	137,576 (119.0)	134,563 (116.4)	58,064 (100.0)	82,289 (141.7)	81,447 (140.3)
南勢志摩	471,730 (100.0)			411,573 (87.2)	343,800 (72.9)	129,648 (100.0)	142,058 (109.6)	136,300 (105.1)	68,047 (100.0)	85,474 (125.6)	82,301 (120.9)
東紀州	79,578 (100.0)			62,052 (78.0)	46,437 (58.4)	27,793 (100.0)	26,730 (96.2)	21,772 (78.3)	15,083 (100.0)	16,849 (111.7)	14,108 (93.5)
滋賀県				7医療圏	1,411,377 (100.0)	1,398,910 (99.1)	1,309,846 (92.8)	292,412 (100.0)	385,482 (131.8)	429,813 (147.0)	142,513 (100.0)
		大津	337,634 (100.0)	344,534 (102.0)	326,627 (96.7)	69,550 (100.0)	98,024 (140.9)	114,195 (164.2)	32,453 (100.0)	57,842 (178.2)	65,219 (201.0)
		湖南	321,044 (100.0)	346,275 (107.9)	348,277 (108.5)	54,586 (100.0)	79,271 (145.2)	99,281 (181.9)	23,406 (100.0)	46,174 (197.3)	51,151 (218.5)
		甲賀	147,318 (100.0)	137,257 (93.2)	120,695 (81.9)	29,552 (100.0)	39,716 (134.4)	41,323 (139.8)	14,449 (100.0)	22,307 (154.4)	24,387 (168.8)
		東近江	233,003 (100.0)	220,522 (94.6)	199,039 (85.4)	50,551 (100.0)	63,839 (126.3)	65,986 (130.5)	25,813 (100.0)	36,613 (141.8)	38,683 (149.9)
		湖東	155,101 (100.0)	150,806 (97.2)	139,752 (90.1)	33,196 (100.0)	41,484 (125.0)	45,475 (137.0)	16,985 (100.0)	23,874 (140.6)	25,627 (150.9)
		湖北	164,191 (100.0)	152,714 (93.0)	136,187 (82.9)	39,729 (100.0)	45,518 (114.6)	46,958 (118.2)	20,962 (100.0)	26,882 (128.2)	27,349 (130.5)
		湖西	52,486 (100.0)	46,214 (88.1)	38,723 (73.8)	14,648 (100.0)	16,844 (115.0)	15,723 (107.3)	7,845 (100.0)	9,970 (127.1)	9,967 (127.0)
		京都府		6医療圏	2,636,592 (100.0)	2,499,908 (94.8)	2,223,967 (84.4)	617,455 (100.0)	770,312 (124.8)	809,717 (131.1)	292,643 (100.0)
丹後	104,850 (100.0)			84,578 (80.7)	66,281 (63.2)	33,254 (100.0)	33,407 (100.5)	28,851 (86.8)	18,665 (100.0)	20,877 (111.9)	18,448 (98.8)
中丹	204,157 (100.0)			178,181 (87.3)	150,598 (73.8)	56,086 (100.0)	58,585 (104.5)	54,293 (96.8)	30,512 (100.0)	36,454 (119.5)	31,963 (104.8)
南丹	143,345 (100.0)			127,336 (88.8)	106,900 (74.6)	35,167 (100.0)	43,095 (122.5)	40,810 (116.0)	17,755 (100.0)	25,289 (142.4)	24,942 (140.5)
京都・乙訓	1,623,308 (100.0)			1,564,641 (96.4)	1,408,489 (86.8)	372,976 (100.0)	473,155 (126.9)	515,517 (138.2)	175,321 (100.0)	301,475 (172.0)	297,473 (169.7)
山城北	445,855 (100.0)			422,830 (94.8)	370,607 (83.1)	97,275 (100.0)	128,706 (132.3)	131,647 (135.3)	39,942 (100.0)	80,356 (201.2)	73,361 (183.7)
山城南	114,577 (100.0)			121,894 (106.4)	120,711 (105.4)	22,197 (100.0)	32,777 (147.7)	38,026 (171.3)	9,948 (100.0)	19,055 (191.5)	20,882 (209.9)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位：人)			人口 65歳以上 (単位：人)			人口 75歳以上 (単位：人)				
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年		
大阪府		8医療圏	8,865,945 (100.0)	8,410,700 (94.9)	7,454,108 (84.1)	1,985,556 (100.0)	2,458,112 (123.8)	2,685,686 (135.3)	843,600 (100.0)	1,529,125 (181.3)	1,473,105 (174.6)		
		豊能	1,012,902 (100.0)	968,191 (95.6)	864,684 (85.4)	216,067 (100.0)	277,862 (128.6)	311,437 (144.1)	93,627 (100.0)	172,959 (184.7)	174,113 (186.0)		
		三島	744,836 (100.0)	730,980 (98.1)	666,959 (89.5)	159,987 (100.0)	207,374 (129.6)	229,935 (143.7)	65,134 (100.0)	131,051 (201.2)	125,155 (192.2)		
		北河内	1,185,935 (100.0)	1,108,862 (93.5)	955,657 (80.6)	265,731 (100.0)	341,621 (128.6)	366,599 (138.0)	101,397 (100.0)	215,325 (212.4)	201,001 (198.2)		
		中河内	855,766 (100.0)	779,398 (91.1)	659,383 (77.1)	201,164 (100.0)	240,073 (119.3)	253,555 (126.0)	81,249 (100.0)	149,768 (184.3)	136,543 (168.1)		
		南河内	636,008 (100.0)	574,652 (90.4)	484,010 (76.1)	149,233 (100.0)	185,578 (124.4)	189,832 (127.2)	63,281 (100.0)	115,745 (182.9)	110,596 (174.8)		
		堺市	841,966 (100.0)	814,289 (96.7)	738,923 (87.8)	190,199 (100.0)	231,357 (121.6)	250,924 (131.9)	78,991 (100.0)	146,298 (185.2)	134,768 (170.6)		
		泉州	922,518 (100.0)	880,500 (95.4)	792,196 (85.9)	197,719 (100.0)	247,064 (125.0)	272,061 (137.6)	85,610 (100.0)	148,297 (173.2)	147,533 (172.3)		
		大阪市	2,665,314 (100.0)	2,553,167 (95.8)	2,291,714 (86.0)	604,756 (100.0)	726,306 (120.1)	810,394 (134.0)	273,611 (100.0)	448,358 (163.9)	442,134 (161.6)		
		兵庫県		10医療圏	5,589,033 (100.0)	5,269,519 (94.3)	4,674,425 (83.6)	1,290,775 (100.0)	1,600,743 (124.0)	1,701,376 (131.8)	605,361 (100.0)	967,698 (159.9)	969,334 (160.1)
神戸	1,544,200 (100.0)			1,501,306 (97.2)	1,356,556 (87.8)	357,900 (100.0)	468,701 (131.0)	509,611 (142.4)	167,548 (100.0)	288,856 (172.4)	299,963 (179.0)		
阪神南	1,029,626 (100.0)			989,640 (96.1)	895,390 (87.0)	222,728 (100.0)	271,939 (122.1)	311,891 (140.0)	99,410 (100.0)	163,797 (164.8)	164,143 (165.1)		
阪神北	724,205 (100.0)			702,851 (97.1)	637,060 (88.0)	156,253 (100.0)	207,165 (132.6)	234,832 (150.3)	68,460 (100.0)	125,282 (183.0)	133,025 (194.3)		
東播磨	716,006 (100.0)			670,123 (93.6)	586,567 (81.9)	152,337 (100.0)	194,439 (127.6)	203,369 (133.5)	64,423 (100.0)	114,956 (178.4)	111,161 (172.5)		
北播磨	284,769 (100.0)			255,476 (89.7)	217,357 (76.3)	72,120 (100.0)	85,746 (118.9)	82,908 (115.0)	35,980 (100.0)	51,861 (144.1)	50,182 (139.5)		
中播磨	581,677 (100.0)			544,321 (93.6)	483,497 (83.1)	128,298 (100.0)	152,584 (118.9)	160,252 (124.9)	58,859 (100.0)	89,675 (152.4)	86,549 (147.0)		
西播磨	272,476 (100.0)			240,956 (88.4)	203,097 (74.5)	70,481 (100.0)	80,466 (114.2)	74,225 (105.3)	35,617 (100.0)	48,088 (135.0)	43,999 (123.5)		
但馬	180,607 (100.0)			150,718 (83.5)	122,037 (67.6)	54,695 (100.0)	57,971 (106.0)	51,564 (94.3)	31,482 (100.0)	35,025 (111.3)	33,489 (106.4)		
丹波	111,020 (100.0)			94,572 (85.2)	77,772 (70.1)	31,877 (100.0)	34,639 (108.7)	31,177 (97.8)	18,045 (100.0)	20,538 (113.8)	19,705 (109.2)		
淡路	143,547 (100.0)			118,732 (82.7)	94,376 (65.7)	43,186 (100.0)	46,013 (106.5)	40,444 (93.7)	24,637 (100.0)	28,265 (114.7)	25,781 (104.6)		
奈良県				5医療圏	1,401,128 (100.0)	1,280,085 (91.4)	1,096,478 (78.3)	336,658 (100.0)	417,567 (124.0)	417,611 (124.0)	155,756 (100.0)	254,592 (163.5)	247,487 (158.9)
				奈良	366,591 (100.0)	337,163 (92.0)	287,715 (78.5)	87,175 (100.0)	111,781 (128.2)	114,444 (131.3)	39,957 (100.0)	68,746 (172.0)	68,412 (171.2)
		東和	219,869 (100.0)	192,696 (87.6)	160,663 (73.1)	54,975 (100.0)	63,781 (116.0)	59,666 (108.5)	27,262 (100.0)	38,339 (140.6)	36,366 (133.4)		
		西和	350,407 (100.0)	324,968 (92.7)	278,686 (79.5)	83,018 (100.0)	106,358 (128.1)	106,148 (127.9)	35,808 (100.0)	65,892 (184.0)	61,748 (172.4)		
		中和	382,012 (100.0)	362,457 (94.9)	323,372 (84.6)	85,010 (100.0)	109,133 (128.4)	115,896 (136.3)	37,720 (100.0)	65,562 (173.8)	66,404 (176.0)		
		南和	81,849 (100.0)	62,434 (76.3)	45,726 (55.9)	26,080 (100.0)	26,013 (99.7)	20,953 (80.3)	14,609 (100.0)	15,382 (105.3)	13,904 (95.2)		

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
和歌山県		7医療圏	1,002,798 (100.0)	869,701 (86.7)	719,857 (71.8)	274,793 (100.0)	303,580 (110.5)	287,512 (104.6)	141,380 (100.0)	184,508 (130.5)	174,004 (123.1)
		和歌山	435,538 (100.0)	384,398 (88.3)	321,481 (73.8)	116,721 (100.0)	128,872 (110.4)	124,112 (106.3)	57,002 (100.0)	79,401 (139.3)	72,476 (127.1)
		那賀	118,722 (100.0)	110,522 (93.1)	97,481 (82.1)	26,458 (100.0)	33,831 (127.9)	36,141 (136.6)	13,022 (100.0)	19,415 (149.1)	21,036 (161.5)
		橋本	93,529 (100.0)	78,908 (84.4)	63,152 (67.5)	25,169 (100.0)	29,195 (116.0)	26,270 (104.4)	12,895 (100.0)	17,143 (132.9)	16,781 (130.1)
		有田	78,678 (100.0)	65,217 (82.9)	52,024 (66.1)	22,228 (100.0)	23,869 (107.4)	21,678 (97.5)	12,116 (100.0)	14,405 (118.9)	13,639 (112.6)
		御坊	67,243 (100.0)	56,861 (84.6)	46,815 (69.6)	19,363 (100.0)	20,298 (104.8)	18,711 (96.6)	10,763 (100.0)	12,025 (111.7)	11,536 (107.2)
		田辺	134,822 (100.0)	115,714 (85.8)	95,656 (70.9)	38,572 (100.0)	41,565 (107.8)	39,637 (102.8)	20,799 (100.0)	25,232 (121.3)	24,489 (117.7)
		新宮	73,666 (100.0)	57,562 (78.1)	42,818 (58.1)	25,682 (100.0)	25,276 (98.4)	20,319 (79.1)	14,183 (100.0)	16,114 (113.6)	13,291 (93.7)
鳥取県		3医療圏	588,867 (100.0)	520,036 (88.3)	441,186 (74.9)	155,333 (100.0)	179,085 (115.3)	168,682 (108.6)	86,175 (100.0)	105,051 (121.9)	105,792 (122.8)
		東部	239,829 (100.0)	213,294 (88.9)	181,951 (75.9)	58,946 (100.0)	70,823 (120.1)	68,563 (116.3)	32,821 (100.0)	40,015 (121.9)	42,908 (130.7)
		中部	108,737 (100.0)	93,606 (86.1)	78,060 (71.8)	31,144 (100.0)	34,330 (110.2)	30,697 (98.6)	17,939 (100.0)	20,141 (112.3)	19,820 (110.5)
		西部	240,101 (100.0)	212,961 (88.7)	181,027 (75.4)	65,043 (100.0)	73,702 (113.3)	69,207 (106.4)	35,215 (100.0)	44,661 (126.8)	42,823 (121.6)
島根県		7医療圏	717,997 (100.0)	622,386 (86.7)	521,069 (72.6)	209,146 (100.0)	226,774 (108.4)	204,154 (97.6)	120,042 (100.0)	137,828 (114.8)	129,406 (107.8)
		松江	250,449 (100.0)	227,905 (91.0)	197,106 (78.7)	64,292 (100.0)	75,771 (117.9)	75,017 (116.7)	34,669 (100.0)	45,828 (132.2)	45,767 (132.0)
		雲南	61,907 (100.0)	49,737 (80.3)	38,990 (63.0)	21,267 (100.0)	21,400 (100.6)	17,408 (81.9)	13,217 (100.0)	13,313 (100.7)	12,005 (90.8)
		出雲	171,485 (100.0)	156,545 (91.3)	138,028 (80.5)	44,611 (100.0)	50,819 (113.9)	48,471 (108.7)	25,004 (100.0)	30,322 (121.3)	29,547 (118.2)
		大田	59,206 (100.0)	46,218 (78.1)	35,583 (60.1)	21,909 (100.0)	20,542 (93.8)	15,956 (72.8)	13,742 (100.0)	12,824 (93.3)	10,903 (79.3)
		浜田	87,410 (100.0)	71,685 (82.0)	56,967 (65.2)	27,030 (100.0)	27,369 (101.3)	23,015 (85.1)	15,634 (100.0)	16,380 (104.8)	14,530 (92.9)
		益田	65,252 (100.0)	52,924 (81.1)	41,400 (63.4)	21,705 (100.0)	22,194 (102.3)	17,659 (81.4)	12,559 (100.0)	13,524 (107.7)	11,731 (93.4)
		隠岐	21,688 (100.0)	16,868 (77.8)	12,584 (58.0)	7,732 (100.0)	8,049 (104.1)	6,081 (78.6)	4,617 (100.0)	4,977 (107.8)	4,316 (93.5)
岡山県		5医療圏	1,945,676 (100.0)	1,811,624 (93.1)	1,611,283 (82.8)	489,896 (100.0)	567,372 (115.8)	560,824 (114.5)	252,979 (100.0)	346,395 (136.9)	328,877 (130.0)
		県南東部	921,716 (100.0)	879,061 (95.4)	796,707 (86.4)	216,725 (100.0)	259,245 (119.6)	267,871 (123.6)	108,672 (100.0)	156,931 (144.4)	153,225 (141.0)
		県南西部	714,202 (100.0)	674,085 (94.4)	603,449 (84.5)	175,854 (100.0)	209,850 (119.3)	209,352 (119.0)	86,583 (100.0)	129,581 (149.7)	121,459 (140.3)
		高梁・新見	68,833 (100.0)	53,920 (78.3)	41,652 (60.5)	24,254 (100.0)	22,796 (94.0)	18,027 (74.3)	14,853 (100.0)	14,136 (95.2)	12,300 (82.8)
		真庭	49,921 (100.0)	41,059 (82.2)	33,092 (66.3)	16,821 (100.0)	16,855 (100.2)	13,665 (81.2)	10,198 (100.0)	10,360 (101.6)	9,374 (91.9)
		津山・英田	190,604 (100.0)	163,149 (85.6)	136,085 (71.4)	55,842 (100.0)	58,193 (104.2)	51,511 (92.2)	32,273 (100.0)	34,896 (108.1)	32,063 (99.3)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
広島県		7医療圏	2,861,350 (100.0)	2,689,349 (94.0)	2,391,953 (83.6)	686,823 (100.0)	845,004 (123.0)	865,079 (126.0)	341,724 (100.0)	517,118 (151.3)	509,086 (149.0)
		広島	1,349,266 (100.0)	1,329,204 (98.5)	1,226,247 (90.9)	283,745 (100.0)	384,558 (135.5)	430,471 (151.7)	132,593 (100.0)	234,587 (176.9)	246,810 (186.1)
		広島西	142,874 (100.0)	128,917 (90.2)	108,490 (75.9)	35,206 (100.0)	46,251 (131.4)	45,096 (128.1)	17,655 (100.0)	27,421 (155.3)	28,219 (159.8)
		呉	267,004 (100.0)	221,612 (83.0)	175,770 (65.8)	79,941 (100.0)	78,691 (98.4)	66,503 (83.2)	40,728 (100.0)	50,584 (124.2)	39,105 (96.0)
		広島中央	227,227 (100.0)	222,702 (98.0)	207,977 (91.5)	49,011 (100.0)	61,234 (124.9)	65,842 (134.3)	24,598 (100.0)	36,573 (148.7)	37,509 (152.5)
		尾三	263,260 (100.0)	226,245 (85.9)	186,019 (70.7)	79,069 (100.0)	84,328 (106.7)	72,833 (92.1)	42,952 (100.0)	52,098 (121.3)	45,673 (106.3)
		福山・府中	514,270 (100.0)	479,994 (93.3)	422,117 (82.1)	126,233 (100.0)	156,538 (124.0)	156,229 (123.8)	62,173 (100.0)	94,283 (151.6)	92,636 (149.0)
		備北	96,849 (100.0)	80,126 (82.7)	64,856 (67.0)	33,018 (100.0)	32,683 (99.0)	27,392 (83.0)	20,425 (100.0)	20,694 (101.3)	18,284 (89.5)
山口県		8医療圏	1,452,038 (100.0)	1,275,790 (87.9)	1,070,276 (73.7)	406,841 (100.0)	452,234 (111.2)	410,246 (100.8)	212,299 (100.0)	278,988 (131.4)	250,788 (118.1)
		岩国	150,235 (100.0)	128,851 (85.8)	106,196 (70.7)	43,408 (100.0)	46,611 (107.4)	41,431 (95.4)	22,967 (100.0)	29,046 (126.5)	25,825 (112.4)
		柳井	86,623 (100.0)	70,455 (81.3)	55,493 (64.1)	31,306 (100.0)	30,214 (96.5)	24,901 (79.5)	17,673 (100.0)	19,534 (110.5)	15,914 (90.0)
		周南	257,503 (100.0)	234,369 (91.0)	201,830 (78.4)	68,217 (100.0)	78,382 (114.9)	73,320 (107.5)	32,604 (100.0)	48,667 (149.3)	42,635 (130.8)
		山口・防府	313,239 (100.0)	291,887 (93.2)	259,904 (83.0)	76,379 (100.0)	92,157 (120.7)	92,239 (120.8)	39,832 (100.0)	55,519 (139.4)	55,275 (138.8)
		宇部・小野田	266,952 (100.0)	234,351 (87.8)	195,395 (73.2)	72,316 (100.0)	82,367 (113.9)	74,938 (103.6)	37,720 (100.0)	50,225 (133.2)	45,619 (120.9)
		下関	280,947 (100.0)	241,519 (86.0)	197,301 (70.2)	80,749 (100.0)	88,049 (109.0)	77,337 (95.8)	41,895 (100.0)	54,351 (129.7)	47,761 (114.0)
		長門	38,349 (100.0)	29,893 (77.9)	22,087 (57.6)	13,259 (100.0)	13,440 (101.4)	10,084 (76.1)	7,440 (100.0)	8,207 (110.3)	6,765 (90.9)
		萩	57,490 (100.0)	43,862 (76.3)	31,573 (54.9)	20,507 (100.0)	20,250 (98.7)	15,317 (74.7)	11,468 (100.0)	12,540 (109.3)	10,196 (88.9)
徳島県		3医療圏	785,691 (100.0)	686,506 (87.4)	571,160 (72.7)	212,622 (100.0)	246,180 (115.8)	230,033 (108.2)	115,680 (100.0)	146,267 (126.4)	142,887 (123.5)
		東部	540,942 (100.0)	488,496 (90.3)	416,323 (77.0)	134,960 (100.0)	166,100 (123.1)	163,597 (121.2)	71,152 (100.0)	97,794 (137.4)	99,238 (139.5)
		南部	156,580 (100.0)	131,173 (83.8)	105,522 (67.4)	47,096 (100.0)	50,319 (106.8)	43,076 (91.5)	25,721 (100.0)	30,880 (120.1)	27,539 (107.1)
		西部	87,969 (100.0)	66,663 (75.8)	49,171 (55.9)	30,366 (100.0)	29,531 (97.3)	23,147 (76.2)	18,607 (100.0)	17,335 (93.2)	15,863 (85.3)
香川県		5医療圏	996,242 (100.0)	900,203 (90.4)	773,358 (77.6)	258,022 (100.0)	304,233 (117.9)	293,720 (113.8)	137,287 (100.0)	183,965 (134.0)	175,691 (128.0)
		大川	86,625 (100.0)	71,069 (82.0)	54,746 (63.2)	26,881 (100.0)	29,070 (108.1)	25,179 (93.7)	14,417 (100.0)	18,339 (127.2)	16,006 (111.0)
		小豆	31,275 (100.0)	24,230 (77.5)	17,902 (57.2)	10,903 (100.0)	11,034 (101.2)	8,690 (79.7)	6,418 (100.0)	6,790 (105.8)	5,855 (91.2)
		高松	451,218 (100.0)	423,370 (93.8)	373,782 (82.8)	105,083 (100.0)	133,807 (127.3)	138,847 (132.1)	53,377 (100.0)	79,680 (149.3)	80,457 (150.7)
		中讃	295,522 (100.0)	268,686 (90.9)	233,886 (79.1)	76,594 (100.0)	88,931 (116.1)	84,482 (110.3)	41,211 (100.0)	53,925 (130.9)	50,398 (122.3)
		三豊	131,202 (100.0)	112,504 (85.7)	92,760 (70.7)	38,161 (100.0)	40,938 (107.3)	36,106 (94.6)	21,464 (100.0)	24,718 (115.2)	22,500 (104.8)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
愛媛県		6医療圏	1,431,993 (100.0)	1,269,886 (88.7)	1,074,980 (75.1)	382,035 (100.0)	440,146 (115.2)	416,366 (109.0)	202,792 (100.0)	264,323 (130.3)	255,774 (126.1)
		宇摩	90,187 (100.0)	79,432 (88.1)	66,687 (73.9)	23,597 (100.0)	27,609 (117.0)	26,070 (110.5)	12,522 (100.0)	16,166 (129.1)	15,920 (127.1)
		新居浜・西条	233,826 (100.0)	211,721 (90.5)	183,676 (78.6)	63,059 (100.0)	71,154 (112.8)	67,738 (107.4)	33,547 (100.0)	43,523 (129.7)	41,187 (122.8)
		今治	174,180 (100.0)	146,927 (84.4)	117,473 (67.4)	50,738 (100.0)	54,689 (107.8)	47,520 (93.7)	26,222 (100.0)	34,197 (130.4)	29,058 (110.8)
		松山	652,485 (100.0)	610,640 (93.6)	540,172 (82.8)	150,832 (100.0)	191,374 (126.9)	198,150 (131.4)	76,429 (100.0)	112,126 (146.7)	118,606 (155.2)
		八幡浜・大洲	156,534 (100.0)	123,084 (78.6)	93,495 (59.7)	52,823 (100.0)	52,502 (99.4)	42,599 (80.6)	30,635 (100.0)	32,095 (104.8)	28,251 (92.2)
		宇和島	124,281 (100.0)	97,647 (78.6)	73,115 (58.8)	40,486 (100.0)	42,254 (104.4)	33,765 (83.4)	22,937 (100.0)	25,575 (111.5)	22,144 (96.5)
高知県		4医療圏	764,756 (100.0)	654,983 (85.6)	536,702 (70.2)	220,635 (100.0)	241,879 (109.6)	219,832 (99.6)	121,917 (100.0)	149,190 (122.4)	138,065 (113.2)
		安芸	53,576 (100.0)	40,549 (75.7)	29,533 (55.1)	19,118 (100.0)	17,945 (93.9)	13,374 (70.0)	10,519 (100.0)	11,235 (106.8)	8,832 (84.0)
		中央	555,072 (100.0)	491,685 (88.6)	415,044 (74.8)	148,227 (100.0)	169,014 (114.0)	162,189 (109.4)	80,226 (100.0)	103,525 (129.0)	99,174 (123.6)
		高幡	61,406 (100.0)	47,794 (77.8)	35,812 (58.3)	21,982 (100.0)	21,711 (98.8)	17,005 (77.4)	13,065 (100.0)	13,736 (105.1)	11,748 (89.9)
		幡多	94,402 (100.0)	74,713 (79.1)	56,125 (59.5)	31,008 (100.0)	32,902 (106.1)	27,007 (87.1)	17,807 (100.0)	20,353 (114.3)	18,013 (101.2)
福岡県		13医療圏	5,073,168 (100.0)	4,856,832 (95.7)	4,380,459 (86.3)	1,133,641 (100.0)	1,482,927 (130.8)	1,547,400 (136.5)	558,789 (100.0)	871,124 (155.9)	917,630 (164.2)
		福岡・糸島	1,562,178 (100.0)	1,602,927 (102.6)	1,522,493 (97.5)	280,632 (100.0)	426,208 (151.9)	516,117 (183.9)	131,287 (100.0)	244,717 (186.4)	292,981 (223.2)
		粕屋	272,487 (100.0)	285,755 (104.9)	281,600 (103.3)	50,000 (100.0)	72,944 (145.9)	81,677 (163.4)	22,645 (100.0)	41,142 (181.7)	45,450 (200.7)
		宗像	150,932 (100.0)	143,852 (95.3)	128,139 (84.9)	35,871 (100.0)	48,294 (134.6)	47,366 (132.0)	17,443 (100.0)	28,070 (160.9)	29,568 (169.5)
		筑紫	422,301 (100.0)	426,037 (100.9)	402,852 (95.4)	75,273 (100.0)	113,325 (150.6)	132,045 (175.4)	33,782 (100.0)	63,917 (189.2)	74,556 (220.7)
		朝倉	87,942 (100.0)	76,947 (87.5)	64,227 (73.0)	23,393 (100.0)	28,130 (120.2)	25,548 (109.2)	12,752 (100.0)	16,360 (128.3)	16,447 (129.0)
		久留米	459,623 (100.0)	424,744 (92.4)	371,102 (80.7)	106,516 (100.0)	134,308 (126.1)	135,866 (127.6)	53,248 (100.0)	78,232 (146.9)	81,507 (153.1)
		八女・筑後	137,822 (100.0)	123,597 (89.7)	106,652 (77.4)	36,448 (100.0)	42,435 (116.4)	39,987 (109.7)	19,914 (100.0)	24,787 (124.5)	25,100 (126.0)
		有明	235,745 (100.0)	195,314 (82.8)	154,607 (65.6)	69,531 (100.0)	74,432 (107.0)	63,032 (90.7)	37,852 (100.0)	44,642 (117.9)	40,678 (107.5)
		飯塚	187,944 (100.0)	166,186 (88.4)	140,610 (74.8)	49,238 (100.0)	58,039 (117.9)	50,357 (102.3)	26,354 (100.0)	33,604 (127.5)	31,863 (120.9)
		直方・鞍手	113,457 (100.0)	98,057 (86.4)	80,931 (71.3)	32,196 (100.0)	36,061 (112.0)	30,717 (95.4)	16,949 (100.0)	21,644 (127.7)	19,552 (115.4)
		田川	134,548 (100.0)	114,342 (85.0)	93,997 (69.9)	39,086 (100.0)	42,076 (107.6)	34,373 (87.9)	21,156 (100.0)	24,717 (116.8)	21,483 (101.5)
		北九州	1,117,725 (100.0)	1,027,674 (91.9)	887,900 (79.4)	284,719 (100.0)	347,240 (122.0)	335,100 (117.7)	139,195 (100.0)	213,185 (153.2)	204,239 (146.7)
京築	189,264 (100.0)	170,292 (90.0)	144,376 (76.3)	49,538 (100.0)	57,923 (116.9)	53,720 (108.4)	25,012 (100.0)	34,346 (137.3)	32,392 (129.5)		

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数 (単位:人)			人口 65歳以上 (単位:人)			人口 75歳以上 (単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
佐賀県		5医療圏	850,188 (100.0)	775,045 (91.2)	680,530 (80.0)	209,410 (100.0)	251,222 (120.0)	242,018 (115.6)	113,943 (100.0)	143,035 (125.5)	151,186 (132.7)
		中部	353,347 (100.0)	324,222 (91.8)	284,969 (80.6)	82,733 (100.0)	101,232 (122.4)	101,334 (122.5)	44,090 (100.0)	57,474 (130.4)	62,028 (140.7)
		東部	122,310 (100.0)	121,484 (99.3)	114,679 (93.8)	27,054 (100.0)	35,609 (131.6)	37,356 (138.1)	13,493 (100.0)	20,628 (152.9)	22,042 (163.4)
		北部	133,305 (100.0)	117,309 (88.0)	99,832 (74.9)	34,456 (100.0)	39,943 (115.9)	35,951 (104.3)	19,070 (100.0)	22,430 (117.6)	22,964 (120.4)
		西部	78,090 (100.0)	70,170 (89.9)	61,037 (78.2)	20,394 (100.0)	23,900 (117.2)	21,459 (105.2)	11,286 (100.0)	13,407 (118.8)	13,834 (122.6)
		南部	162,736 (100.0)	141,491 (86.9)	119,686 (73.5)	44,373 (100.0)	50,051 (112.8)	45,448 (102.4)	25,604 (100.0)	28,576 (111.6)	29,771 (116.3)
長崎県		8医療圏	1,427,479 (100.0)	1,250,593 (87.6)	1,049,189 (73.5)	372,150 (100.0)	440,341 (118.3)	412,601 (110.9)	200,697 (100.0)	253,083 (126.1)	261,269 (130.2)
		長崎	547,587 (100.0)	491,367 (89.7)	417,976 (76.3)	135,032 (100.0)	167,380 (124.0)	162,417 (120.3)	70,754 (100.0)	96,040 (135.7)	101,569 (143.6)
		佐世保県北	334,750 (100.0)	289,589 (86.5)	240,767 (71.9)	89,471 (100.0)	101,317 (113.2)	91,529 (102.3)	48,573 (100.0)	58,977 (121.4)	57,050 (117.5)
		県央	270,050 (100.0)	252,766 (93.6)	225,146 (83.4)	61,509 (100.0)	80,876 (131.5)	82,810 (134.6)	31,915 (100.0)	45,536 (142.7)	51,286 (160.7)
		県南	145,063 (100.0)	119,325 (82.3)	94,633 (65.2)	43,787 (100.0)	47,859 (109.3)	41,912 (95.7)	25,056 (100.0)	27,582 (110.1)	28,074 (112.0)
		五島	40,622 (100.0)	30,529 (75.2)	21,987 (54.1)	13,554 (100.0)	13,992 (103.2)	11,329 (83.6)	7,869 (100.0)	8,024 (102.0)	7,816 (99.3)
		上五島	24,923 (100.0)	17,405 (69.8)	11,624 (46.6)	8,619 (100.0)	8,349 (96.9)	6,374 (74.0)	4,868 (100.0)	4,763 (97.8)	4,390 (90.2)
		杵岐	29,377 (100.0)	23,617 (80.4)	18,657 (63.5)	9,343 (100.0)	9,270 (99.2)	7,531 (80.6)	5,480 (100.0)	5,528 (100.9)	4,959 (90.5)
		対馬	34,407 (100.0)	25,418 (73.9)	17,938 (52.1)	10,135 (100.0)	10,521 (103.8)	8,008 (79.0)	5,482 (100.0)	5,822 (106.2)	5,311 (96.9)
熊本県		11医療圏	1,818,426 (100.0)	1,666,901 (91.7)	1,467,897 (80.7)	467,742 (100.0)	555,548 (118.8)	534,729 (114.3)	256,978 (100.0)	322,254 (125.4)	337,534 (131.3)
		熊本	734,474 (100.0)	714,761 (97.3)	659,133 (89.7)	155,060 (100.0)	205,408 (132.5)	223,470 (144.1)	80,209 (100.0)	117,061 (145.9)	133,583 (166.5)
		宇城	110,993 (100.0)	99,030 (89.2)	84,764 (76.4)	30,815 (100.0)	35,523 (115.3)	32,863 (106.6)	17,252 (100.0)	20,816 (120.7)	21,506 (124.7)
		有明	168,821 (100.0)	148,269 (87.8)	125,230 (74.2)	48,621 (100.0)	54,303 (111.7)	46,697 (96.0)	26,857 (100.0)	31,901 (118.8)	30,547 (113.7)
		鹿本	55,391 (100.0)	47,216 (85.2)	38,898 (70.2)	17,175 (100.0)	18,487 (107.6)	15,767 (91.8)	10,016 (100.0)	11,224 (112.1)	10,628 (106.1)
		菊池	174,164 (100.0)	178,831 (102.7)	174,997 (100.5)	36,935 (100.0)	49,623 (134.4)	53,315 (144.3)	19,806 (100.0)	27,676 (139.7)	32,240 (162.8)
		阿蘇	67,836 (100.0)	58,808 (86.7)	49,126 (72.4)	21,482 (100.0)	23,933 (111.4)	20,819 (96.9)	12,523 (100.0)	14,186 (113.3)	14,128 (112.8)
		上益城	87,402 (100.0)	78,026 (89.3)	67,077 (76.7)	25,254 (100.0)	29,240 (115.8)	26,079 (103.3)	14,346 (100.0)	17,188 (119.8)	17,425 (121.5)
		八代	144,981 (100.0)	124,094 (85.6)	101,585 (70.1)	41,743 (100.0)	45,857 (109.9)	40,180 (96.3)	22,763 (100.0)	26,921 (118.3)	25,768 (113.2)
		芦北	51,356 (100.0)	40,378 (78.6)	30,541 (59.5)	17,567 (100.0)	17,631 (100.4)	13,827 (78.7)	10,017 (100.0)	10,584 (105.7)	9,477 (94.6)
		球磨	94,727 (100.0)	77,632 (82.0)	61,617 (65.0)	29,502 (100.0)	31,119 (105.5)	25,885 (87.7)	17,093 (100.0)	18,242 (106.7)	17,373 (101.6)
		天草	127,281 (100.0)	98,972 (77.8)	74,174 (58.3)	42,588 (100.0)	43,280 (101.6)	34,781 (81.7)	25,096 (100.0)	25,254 (100.6)	23,641 (94.2)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数

表6

二次医療圏別人口データ

都道府県名	三 次 医療圏数	二 次 医療圏数	人口 総数(単位:人)			人口 65歳以上(単位:人)			人口 75歳以上(単位:人)		
			2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年	2010年	2025年	2040年
			大分県	6医療圏	1,197,029 (100.0)	1,094,065 (91.4)	955,781 (79.8)	319,292 (100.0)	373,014 (116.8)	351,082 (110.0)	170,648 (100.0)
	東部	219,880 (100.0)	194,977 (88.7)	167,271 (76.1)	64,371 (100.0)	67,826 (105.4)	61,090 (94.9)	34,904 (100.0)	41,987 (120.3)	37,581 (107.7)	
	中部	570,182 (100.0)	552,631 (96.9)	503,706 (88.3)	127,314 (100.0)	171,160 (134.4)	175,855 (138.1)	63,365 (100.0)	99,130 (156.4)	106,276 (167.7)	
	南部	76,951 (100.0)	63,713 (82.8)	49,942 (64.9)	24,904 (100.0)	26,894 (108.0)	22,232 (89.3)	13,609 (100.0)	16,495 (121.2)	14,866 (109.2)	
	豊肥	63,875 (100.0)	50,512 (79.1)	38,819 (60.8)	24,688 (100.0)	23,708 (96.0)	18,173 (73.6)	15,103 (100.0)	15,260 (101.0)	12,959 (85.8)	
	西部	98,415 (100.0)	82,278 (83.6)	66,276 (67.3)	29,644 (100.0)	31,643 (106.7)	27,135 (91.5)	16,685 (100.0)	18,763 (112.5)	17,677 (105.9)	
	北部	167,226 (100.0)	149,523 (89.4)	129,410 (77.4)	47,871 (100.0)	51,232 (107.0)	46,110 (96.3)	26,482 (100.0)	30,147 (113.8)	27,983 (105.7)	
宮崎県	7医療圏	1,135,833 (100.0)	1,034,199 (91.1)	900,955 (79.3)	293,390 (100.0)	355,195 (121.1)	334,218 (113.9)	158,093 (100.0)	205,726 (130.1)	213,246 (134.9)	
	宮崎東諸県	428,716 (100.0)	413,459 (96.4)	375,301 (87.5)	93,942 (100.0)	129,627 (138.0)	136,565 (145.4)	47,596 (100.0)	74,578 (156.7)	83,999 (176.5)	
	都城北諸県	194,402 (100.0)	180,094 (92.6)	161,422 (83.0)	49,870 (100.0)	58,605 (117.5)	54,343 (109.0)	27,269 (100.0)	32,953 (120.8)	34,314 (125.8)	
	延岡西臼杵	153,795 (100.0)	132,232 (86.0)	109,432 (71.2)	43,842 (100.0)	48,398 (110.4)	41,840 (95.4)	24,225 (100.0)	28,617 (118.1)	27,252 (112.5)	
	日南串間	78,142 (100.0)	63,662 (81.5)	49,879 (63.8)	25,240 (100.0)	26,298 (104.2)	20,893 (82.8)	14,333 (100.0)	15,390 (107.4)	14,258 (99.5)	
	西諸	79,876 (100.0)	67,147 (84.1)	54,505 (68.2)	25,447 (100.0)	27,671 (108.7)	23,079 (90.7)	14,757 (100.0)	16,250 (110.1)	15,991 (108.4)	
	西都児湯	107,003 (100.0)	93,518 (87.4)	78,289 (73.2)	29,137 (100.0)	33,916 (116.4)	29,656 (101.8)	15,714 (100.0)	19,857 (126.4)	19,232 (122.4)	
	日向入郷	93,299 (100.0)	83,559 (89.6)	71,680 (76.8)	25,312 (100.0)	29,985 (118.5)	27,217 (107.5)	13,599 (100.0)	17,341 (127.5)	17,455 (128.4)	
鹿児島県	9医療圏	1,707,042 (100.0)	1,522,679 (89.2)	1,314,635 (77.0)	453,118 (100.0)	524,236 (115.7)	493,997 (109.0)	254,676 (100.0)	295,609 (116.1)	315,071 (123.7)	
	鹿児島	688,887 (100.0)	648,351 (94.1)	578,843 (84.0)	153,660 (100.0)	201,685 (131.3)	207,032 (134.7)	80,446 (100.0)	112,229 (139.5)	127,236 (158.2)	
	南薩	145,803 (100.0)	116,902 (80.2)	92,006 (63.1)	48,666 (100.0)	48,578 (99.8)	38,638 (79.4)	28,785 (100.0)	27,921 (97.0)	26,198 (91.0)	
	川薩	123,698 (100.0)	108,078 (87.4)	92,804 (75.0)	35,522 (100.0)	37,942 (106.8)	34,748 (97.8)	21,038 (100.0)	21,679 (103.0)	22,333 (106.2)	
	出水	89,880 (100.0)	75,032 (83.5)	61,371 (68.3)	26,865 (100.0)	28,134 (104.7)	24,499 (91.2)	15,370 (100.0)	16,193 (105.4)	15,841 (103.1)	
	姶良・伊佐	243,195 (100.0)	224,204 (92.2)	200,051 (82.3)	62,685 (100.0)	74,034 (118.1)	72,801 (116.1)	35,399 (100.0)	41,754 (118.0)	45,518 (128.6)	
	曾於	86,470 (100.0)	69,754 (80.7)	54,732 (63.3)	28,195 (100.0)	28,796 (102.1)	22,933 (81.3)	16,135 (100.0)	16,304 (101.0)	15,668 (97.1)	
	肝属	164,082 (100.0)	142,135 (86.6)	120,973 (73.7)	48,158 (100.0)	51,100 (106.1)	45,167 (93.8)	27,960 (100.0)	29,102 (104.1)	29,582 (105.8)	
	熊毛	45,454 (100.0)	38,008 (83.6)	30,998 (68.2)	13,943 (100.0)	14,768 (105.9)	12,655 (90.8)	7,772 (100.0)	8,274 (106.5)	8,214 (105.7)	
	奄美	118,773 (100.0)	99,527 (83.8)	82,279 (69.3)	34,624 (100.0)	38,324 (110.7)	34,739 (100.3)	20,971 (100.0)	21,279 (101.5)	23,585 (112.5)	
沖縄県	5医療圏	1,393,218 (100.0)	1,414,546 (101.5)	1,369,777 (98.3)	242,910 (100.0)	353,936 (145.7)	416,067 (171.3)	121,778 (100.0)	181,919 (149.4)	241,007 (197.9)	
	北部	101,272 (100.0)	96,913 (95.7)	89,627 (88.5)	21,409 (100.0)	29,631 (138.4)	30,812 (143.9)	12,262 (100.0)	15,498 (126.4)	20,049 (163.5)	
	中部	478,619 (100.0)	491,221 (102.6)	480,517 (100.4)	79,873 (100.0)	117,005 (146.5)	140,853 (176.3)	39,145 (100.0)	60,547 (154.7)	79,950 (204.2)	
	南部	707,219 (100.0)	723,891 (102.4)	703,934 (99.5)	119,687 (100.0)	177,523 (148.3)	212,381 (177.4)	57,684 (100.0)	91,304 (158.3)	121,074 (209.9)	
	宮古	53,270 (100.0)	48,460 (91.0)	43,136 (81.0)	12,406 (100.0)	15,361 (123.8)	15,173 (122.3)	7,287 (100.0)	7,483 (102.7)	9,734 (133.6)	
	八重山	52,438 (100.0)	53,669 (102.3)	52,194 (99.5)	9,135 (100.0)	13,859 (151.7)	16,228 (177.6)	5,000 (100.0)	6,545 (130.9)	9,489 (189.8)	
合計	344医療圏	128,086,452 (100.0)	120,684,938 (94.2)	107,298,228 (83.8)	29,509,109 (100.0)	36,607,976 (124.1)	38,712,325 (131.2)	14,222,722 (100.0)	21,826,898 (153.5)	22,271,121 (156.6)	

注1)人口については、国立社会保障・人口問題研究所 男女・年齢(5歳)階級別データ--『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)

人口の下の数字は、
2010年を100とした場合の各年の指数